

法人関係情報

公益財団法人 日本証券経済研究所
金融商品取引法研究会

まえがき

日本証券経済研究所の金融商品取引法研究会は、その時々の証券市場、資本市場をめぐる様々な法律問題について、ご専門の研究者や法律実務家の先生方を中心に、また、金融庁のご担当者や実務関係の方々にもオブザーバーとして参加していただき、ご報告、ご討論をしていただく場である。研究会の都度、出来るだけ早く研究記録を刊行し、皆様のお役に立ちたいと考えている。

今回の研究記録は、平成 25 年 7 月 17 日開催の研究会における川口恭弘委員（同志社大学大学院法学研究科教授）と平田公一オブザーバー（日本証券業協会常務執行役）による「法人関係情報」と題する共同のご報告と、このご報告をめぐるご討論の記録をお届けするものである。

川口先生からは、「法人関係情報」の意義およびその規制内容について、金商法 166 条 167 条のインサイダー取引規制と比較検討したうえで、疑問点や問題点をご指摘いただいた。一方、平田オブザーバーからは、昨今の法人関係情報を巡る様々な経緯にも言及いただきながら、日本証券業協会における、自主規制機関という立場からの当該情報に関する規定の整備状況等について、ご報告をいただいた。

これらのご指摘やご報告を受け、委員やオブザーバーの先生方からは、理論的な視点はもとより実務的な立場からも、多岐にわたってご議論をいただき、誠に有意義な研究会となった。

ご報告をいただき、議事録の整理にもご協力いただいた川口委員と平田オブザーバーに厚くお礼を申し上げ、また研究会にご参加いただき、熱心にご討論いただいた委員やオブザーバーの先生方に心から感謝申し上げる次第である。

平成 25 年 9 月

公益財団法人 日本証券経済研究所
常務理事 高坂 進

法人関係情報

(平成 25 年 7 月 17 日開催)

報告者 川 口 恭 弘
(同志社大学大学院法学研究科教授)

報告者 平 田 公 一
(日本証券業協会常務執行役)

目 次

[川口委員の報告]

- I. 「法人関係情報」の意義（範囲）…………… 2
 - 1. 「公表」概念 2. 内容（包括条項との比較） 3. 軽微基準
- II. 「法人関係情報」に関する規制 …………… 9
 - 1. 法人関係情報を提供した勧誘の禁止
 - 2. 法人関係情報を利用した自己売買の禁止 3. 適用除外

[平田オブザーバーの報告]

- I. 自主規制規則における「法人関係情報」規定……………12
 - 1. 規則制定の経緯 2. 規則の概要
- II. 法人関係情報規則の見直し……………15
 - 1. 見直しの経緯と論点整理
 - 2. 見直しの方向性 3. 具体的な見直しの内容

討 議……………22

資 料……………44

金融商品取引法研究会出席者(平成25年7月17日)

報告者	川口恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
〃	平田公一	日本証券業協会常務執行役
会長	神田秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
副会長	前田雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
委員	青木浩子	千葉大学大学院専門法務研究科教授
〃	神作裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	近藤光男	神戸大学大学院法学研究科教授
〃	中東正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
〃	中村聡	森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士
〃	藤田友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	松尾直彦	東京大学大学院法学政治学研究科客員教授・弁護士
〃	山田剛志	成城大学法学部教授
オブザーバー	齋藤通雄	金融庁総務企画局市場課長
〃	永井智亮	野村証券常務執行役員 兼チーフ・リーガル・オフィサー
〃	藤瀬裕司	SMB C日興証券法務部長
〃	金井仁雄	みずほ証券法務部長
〃	伊地知日出海	日本証券業協会専務執行役
〃	三森肇	日本証券業協会自主規制本部自主規制企画部長
〃	廣瀬康	東京証券取引所総務部法務グループ課長
特別参加者		
オブザーバー	嶋俊昭	日本証券業協会自主規制本部審議役
研究所	高坂進	日本証券経済研究所常務理事
〃	萬澤陽子	日本証券経済研究所主任研究員
〃	末吉恵	日本証券経済研究所事務局次長

(敬称略)

法人関係情報

前田副会長 定刻になりましたので、金融商品取引法研究会の第14回会合を始めさせていただきます。

まず、オブザーバーに変更がございます。出席者リストにもございますように、これまで金融庁からは、総務企画局市場課長の古澤知之様にご参加いただいておりますけれども、今回から、総務企画局市場課長の齋藤通雄様にご参加くださることになりました。

齋藤オブザーバー（以下 OBS） 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

前田副会長 どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は特別に、日本証券業協会自主規制本部審議役の嶋俊昭様にもご参加いただいております。

嶋審議役 嶋でございます。よろしくお願いいたします。

前田副会長 どうぞよろしくお願いいたします。

既にご案内のとおり、本日は、同志社大学の川口恭弘先生と、日本証券業協会常務執行役の平田公一様から、「法人関係情報」というテーマでご報告をいただくことになっております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

[川口委員の報告]

川口報告者 ご存じのように、金商法は166条及び167条において内部者取引を規制しております。内部者取引規制は、会社関係者、公開買付者等関係者を名宛人とするものであります。これに加えまして、金融商品取引業者には、法人関係情報に関する規制が定められております。金商法上は、後ほど述べますように、法人関係情報の適切な管理が求められ、法人関係情報を提供した勧誘、法人関係情報を利用した自己売買が禁止されております。これらの規制は、一般的に広義の内部者取引規制あるいは不公正取引規制の1つ

と位置づけられております。

さらに、法人関係情報に関する規制は、自主規制によっても行われております。情報を利用した不公正な取引を予防するには情報管理が不可欠であります。このような情報の管理は、法令が一律に強制するといった性格のものではなく、実務に即した対応が求められるところがございます。この点で、法人関係情報の管理態勢のあり方というのは、特に自主規制に適したものと考えられます。

本日のテーマは法人関係情報でございますが、前半部分では、私から金商法上の規制についてご報告をいたしたいと思っております。そして後半部分は、日本証券業協会の平田常務より、法人関係情報に関する協会の取り組みについてご報告をいただきます。

なお、法人関係情報に関する先行業績は多くありませんが、本日出席の萬澤さんの共著論文などがあるということを申し述べたいと思っております。

I. 「法人関係情報」の意義（範囲）

まず、最初に、法人関係情報の意義について検討したいと思います。

法人関係情報の定義自体は、金商業等府令1条4項14号に規定されております。そこでは、「法163条1項に規定する上場会社等の運営、業務または財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるものならびに法27条の2第1項に規定する公開買付けの実施または中止の決定に係る公表されていない情報をいう」と定められております。

1. 「公表」概念

このように、法人関係情報となるためには、「公表されていない情報」である必要があります。そこで、まず、ここに言う「公表」の概念が問題になります。法人関係情報に関する公表の定義は存在しません。他方で、ご存じのように、内部者取引規制では、公表の定義が定められております。そこで

は、「多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと」または「開示書類が公衆縦覧されたこと」と規定されております（金商法 166 条 4 項）。政令では、2 以上の報道機関に対する公開があり、周知のための期間（12 時間）が経過したと規定されております（金商令 30 条 1 項 1 号・2 項）。さらに、金融商品取引所での適時開示がなされたことが公表に当たるとされています（金商令 30 条 1 項 2 号）。

内部者取引における公表の概念は、これらがなされれば、投資者間の情報の非対称性が一応解消され、取引の公正性が確保されると考えるものです。内部者取引規制における公表の内容が妥当であるならば、法人関係情報の公表についても、少なくともこれらの事実があれば、公表があったと考えることができると思われまます。

ところで、いわゆる公表がないまま、ある事実が公知の事実になってしまうということが考えられます。例えば新聞によるリーク記事の掲載などがその典型例です。また、発行会社がみずからのホームページなどで情報を公開するときにも、同様の問題が生じ得ます。

この点につきまして、情報が公知になった以上、内部者による取引の禁止を行う理由は存在しないとも考えられます。しかし、内部者取引規制における公表の定義からすると、内部者による売買は依然として禁止されていると考えざるを得ません。この点は、経済産業省の元幹部の内部者取引に関する地裁判決でも争点になったところでした。

法人関係情報についても同様の問題が生じ得るわけではありますが、内部者取引規制と異なりまして公表の定義が存在しないために、先ほど挙げた例などを公表があったと考える余地は残されているように思います。

さらに、法人関係情報は、「公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」と定義されていることからすると、仮に公表があったと認めるべきでないとしても、公知の事実となれば、「顧客の投資判断に影響を及ぼすもの」とは認められない情報となり、法人関係情報の定義から外れる場合もあり得るのではないかと考えられます。このあた

りの考え方につきまして、後ほどご意見を頂戴できれば幸いです。

2. 内容（包括条項との比較）

（1）「重要事実」の定義（包括条項）

続きまして、法人関係情報の内容に移らせていただきたいと思います。

内部者取引における重要事実については、ご存じのように、包括条項が規定されております。すなわち、「当該上場会社等の運営、業務または財産の状況に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」が重要事実になります（金商法 166 条 2 項 4 号）。子会社情報についても、包括条項が規定されています（金商法 166 条 2 項 8 号）。

（2）「著しい」の有無

この重要事実と法人関係情報とは、「上場会社等の運営、業務または財産に関する重要な情報」という点で共通しておりますが、「顧客の投資判断に影響を及ぼす」という部分で、重要事実では「著しい」という用語がついており、法人関係情報ではこのような形容詞がありません。以上のことから、文言上は、法人関係情報のほうが、その範囲は広いと言えるかと思います。

（3）「事実」と「情報」

次に、重要事実はまさしく事実であるのに対して、法人関係情報は情報です。この点でも、法人関係情報の範囲のほうが重要事実よりも広いという見解があります。確かに事実は情報でありますけれども、事実以外にも情報があり得るために、情報のほうが広いとも言えるわけです。

具体例で言いますと、例えば新株発行の決定は、決定事実としての重要事実でありますけれども、それが決定事実となる前に新株発行に関する情報が法人関係情報となりまして、法人関係情報としての規制が前倒しで適用されるということが考えられるわけがあります。

もっとも、実際に事実と情報とでどれほどの差があるのかという疑問もあります。先ほどの、新株発行の決定という事実と、新株発行に関する情報というものを例に挙げたいと思います。内部者取引規制における決定事実とな

るためには、「業務執行を決定する機関」が決定することを要します（金商法166条2項1号参照）。ここに言う「業務執行を決定する機関」の意義は、ご案内のように、会社法上の決定機関のみならず、「実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であれば足りる」というのが判例です。しかも、同じ判例によれば、その事実が「確実に実行されることの予測が成り立つことは要しない」とされております。

さらに、決定事実に関する条文を見ますと、「……を行うことについての決定」とされております。したがって、これまでも新株発行自体の決定のみならず、株式の発行に向けた作業を会社の業務として行う旨を決定したこと、その実施に向けての調査や準備を行う決定も、これに含まれると解されてきたところでございます。

以上のことを総合すると、相当に幅広い概念である決定の意義のもとでは、決定事実と情報とで差があるとしても、それほど大きな差ではないように思われるところでございます。

これに関連する実際の処分例があるようです。私は詳細を知りませんが、金融庁のホームページでは、次の記載がありました。すなわち、三菱UFJ証券に対する行政処分で、「A社がB社の発行済株式の5%以上の買付けを検討している」旨の公表されていない情報を法人関係情報として、これに基づく自己売買を違法としたというものでございます。

（４）子会社情報

先ほど述べましたように、内部者取引規制における重要事実には子会社情報も含まれます。これに対して、法人関係情報では、子会社に関するものは、その定義からは出てこないように思われます。もしそうだとすると、この点では、法人関係情報のほうが狭いと言えるわけであります。

もっとも、法人関係情報について、先ほど申し上げた定義の「上場会社等の運営、業務または財産に関する重要な情報」という中に子会社情報を含めるという解釈もあるかもしれません。

しかしながら、同じ金商法のもとで、重要事実について、子会社情報とい

うものをあえて別建てで規定しているということを考えると、このような解釈にはやや難が伴うように思われます。重要事実については、平成10年の改正で、子会社情報を加える改正がなされております。これは、持株会社が解禁されるなどして、親会社の株式取引において子会社の情報が重要になってきたことに対応するものでありました。子会社情報の重要性に鑑みれば、本来であれば、法人関係情報についても同様の改正がなされるべきであったのかもしれませんが。

なお、本日配布されています日本証券業協会の「法人関係情報管理規程」(資料9)の別表には「Ⅱ. 上場会社等の子会社に係る重要情報」が記載されています(27頁参照)。そこでは、法人関係情報の中に子会社の情報を含むという理解がなされているようです。その理由などについて、後で聞かせていただければと思います。

(5) 「法人関係情報」と「重要事実」が異なる意義

さて、これまで述べてきたように、一般的には、法人関係情報が重要事実より広い概念であると解されております。それでは、なぜ重要事実とは別に法人関係情報という概念をわざわざ定めて、それを重要事実より広いものとして規制しているかが問題になります。

法人関係情報は、金融商品取引業者の規制として定められているものです。法人関係情報に該当すれば、厳格な管理態勢が求められます。これがもし内部者取引を予防するという観点からの規制であるとすれば、これは法人関係情報ではなく重要事実の管理を行えば足りるはずです。

次に、法人関係情報については、金融商品取引業者は、それを利用した売買が禁止されます。重要事実を利用した売買には内部者取引規制が適用されます。そこで、この規制の意義は、重要事実には該当しない法人関係情報の利用の禁止にあると思います。そこでは、自己売買を行っても内部者取引規制の違反に問われない状況で、なぜ法人関係情報を利用した売買が禁止されるのかが問題になります。

そして、金融商品取引業者は、法人関係情報を提供した勧誘が禁止されて

おります。金融商品取引業者が法人関係情報を顧客に提供して、当該顧客がそれに基づき取引を行った場合に、それが内部者取引に該当しない限り、顧客は何らの違法行為を行ったわけではありません。それでは、なぜ法人関係情報の提供による勧誘が禁止されるのでありましょうか。

この点について、法は次のように考えているのではないかと思われます。すなわち、重要事実であれ、法人関係情報であれ、その保有者と非保有者の間では情報の非対称性が存在します。重要事実は投資判断に著しい影響を及ぼすものというものですので、投資者の間の不公平は顕著で、違反した場合には、業者に限らず違反者に刑事罰が適用されるものとなっております。他方で、法人関係情報は、刑事罰を科すほどのものではないものの、依然として情報の非対称性を利用した不公正な取引であることに変わりはないのではないかということです。

そこで、市場の仲介者として市場の健全性を維持する上で重要な役割を担っている金融商品取引業者を対象として、より厳格な規制を課すものにしたという考えでございます。

レジュメには、法人関係情報の提供による勧誘の禁止規定についての金融庁のパブリックコメントに対する回答を載せております。そこでは、「市場の公正性を確保する観点から、金融商品取引業者等が取り扱う有価証券関連の取引に係る行為規制として刑事罰の対象となるインサイダー取引規制よりも幅広い取引を規制対象とするものです」というコメントが述べられております。あるいは、監視委員会の担当者が書かれた論考にも、同じような言い回しが書かれております。このような立場は、先ほどのような見解に立つものではないかと思われます。

このような立法については、業者にそれほど厳しい規制を課す必要性がそもそもあるのかというような反論もあるでしょうし、さらに、重要事実とは異なって法人関係情報の定義は包括条項のみでありますので、規制を受ける金融商品取引業者にとっては、違反の予見可能性に欠けるのではないかといった批判も考えられるところでございます。このあたりも、後でお教えい

ただければ幸いです。

3. 軽微基準

次に、軽微基準に移りたいと思います。

重要事実と法人関係情報の相違点について、軽微基準の有無が指摘されることがあります。すなわち、重要事実には軽微基準があるものがあるわけですが、法人関係情報には軽微基準がありません。もっとも、重要事実には軽微基準があるのは、例えば決定事実や発生事実といった個別列挙の事実でありまして、ここで法人関係情報との比較を行っている包括条項には軽微基準は存在しておりません。このような包括的な規定に軽微基準を置くことができないのは当然のことかと思えます。

法人関係情報についての軽微基準が問題になるのは、次のような場合かと思われます。例えば、重要事実の1つとして、先ほどから例に挙げている株式の発行の決定が規定されていますが、これには軽微基準が存在します。軽微基準に該当する場合、重要事実には当たらないわけではありますが、その場合に法人関係情報にも該当しなくなるのかというのが問題であります。

法人関係情報であっても、投資判断に及ぼす影響が軽微なものであれば、規制の必要性が乏しく、適用除外を認める余地があるように思われます。また、法人関係情報の定義の後半部分には公開買付けの実施や中止が含まれていますが、この部分については軽微基準の適用が既に認められております。

以上のことから、法人関係情報の前半部分についても、軽微基準を適用するというのはおかしなことではないように思います。

もっとも、重要事実と法人関係情報の軽微基準が同一であるべきかというのは議論の余地があるかと思えます。重要事実が投資判断に著しい影響を与えるものであり、法人関係情報が投資判断に影響を与えるものである（著しい影響である必要がない）ということからすれば、その適用を免れる基準は異なり得るとも考えられるからであります。もっとも、仮に法人関係情報に別の軽微基準を設けるとすると、規制が相当複雑になって、わけがわからな

いことになるのではないかという点は否定できないところでございます。

なお、協会のほうでも、先ほど見ていただきました「法人関係情報管理規程」（資料9）の別表の最後の部分には、「軽微基準等により、個別具体的には投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます」とされております。ここに言う軽微基準が、果たしてどういうものを意味するのか、知りたいところでございます。

II. 「法人関係情報」に関する規制

続きまして、法人関係情報に関する個別の規制を若干見てまいりたいと思います。

情報の管理態勢につきましては、平田常務のご報告に任せたいと思いますので、ここでは法人関係情報に関する行為規制、禁止行為を対象にすることにいたします。

1. 法人関係情報を提供した勧誘の禁止

金融商品取引業者は法人関係情報を提供した勧誘が禁止されておりますが、ここで提供が禁止される情報というのは、「発行者の法人関係情報」と規定されております。このため、発行者以外の情報であれば提供が許されるということになるように思われます。子会社情報が法人関係情報に該当しないのではないかという論点は、先ほど述べたとおりでございます。

このほか、法人関係情報の定義では、「公開買付けの実施または中止に係る公表されていない情報」が含まれます。そこで、例えばAがBに公開買付けを行うという情報を入手した金融商品取引業者が、公開買付け開始前にこの情報を顧客に提供し、B社株の購入を勧誘することが禁止されるのかという問題が考えられます。

これについては、AがBに公開買付けを行うという情報は、Aが決定した事実ではあるものの、Bについての情報だと言うことができれば、これは発行者、すなわちBの法人関係情報ということになります。したがって、この

場合、B社株の買付けの勧誘はできないということになりそうです。

他方で、これはBの情報ではないということになれば、勧誘は禁止されないということになりそうです。もっとも、この場合も、以下の規制の適用は考えられるように思われます。すなわち、公開買付けの実施という事実は金商法の167条の規制の適用を受けるために、このような事実を提供された顧客がB株式の売買を行えば、167条違反で刑事罰が科せられることとなります。金融商品取引業者がこのような事実を提供して勧誘した場合、勧誘までしておりますので、教唆とか幫助犯として罰せられる可能性が高いように思われます。

さらに、金融商品取引業者は、顧客の有価証券の売買その他の取引等、167条に違反することまたは違反するおそれがあることを知りながら、有価証券の売買その他の取引の受託をするという行為は禁止されております（金商法38条7号、金商業府令117条13号）。

以上のことを総合しますと、実際にこのような行為が問題となるケースは考えにくいのかもしれませんが。

なお、今年の金商法の改正で情報の伝達行為が禁止の対象となったことから、公開買付けの実施やその中止といった情報を提供した形での勧誘を行えば、金融商品取引業者は公開買付け等事実の伝達者として罰せられることになる点にも留意が必要かと思えます。

2. 法人関係情報を利用した自己売買の禁止

さらに、金融商品取引業者は、法人関係情報を利用して自己売買を行うことが禁止されます。ここでは、「発行者の法人関係情報」というような制限はありません。ここで問題になり得るのは「法人関係情報に基づいて行う」という文言で、なぜこのような規定になっているかということでもあります。

内部者取引規制では、ご存じのように、重要事実を知ったときは、その利用の有無にかかわらず、取引が禁止されます。法人関係情報の利用規制の名宛人は金融商品取引業者です。そこで、情報を知っただけで取引が禁止され

ると、社内に情報がある限り、業者としてのディーリングは著しく制限される可能性があります。そこで、ここでは、適正な範囲での規制を行うという趣旨から、情報の利用要件を定めたのではないかと推測するところでございます。

3. 適用除外

ところで、内部者取引規制では、その規制の適用が除外される取引が規定されております。いわゆる適用除外取引でございます。法人関係情報の規制については、このような規制はございません。内部者取引規制における適用除外としては、株式の割当てを受ける権利を持っている者がこの権利の行使によって株券を取得するような場合、新株予約権者が予約権の行使によって株券を取得する場合などが規定されております（金商法 166 条 6 項参照）。

法人関係情報に関する規制は、法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為とか、それを使った自己売買ですので、このような顧客の事情による行為とは、やや性質が異なるようにも思います。したがって、このような適用除外を法人関係情報の規制に及ぼす必要性は、さほどないように思います。

もっとも、内部者取引規制の適用除外として、社債の売買が規定されております。すなわち、内部者が社債発行会社に関する重要事実を取得したとしても、それがデフォルト情報でない限り、社債の売買は制限されないわけです。しかし、法人関係情報にはこのような適用除外が存在しないために、金融商品取引業者が社債発行会社の法人関係情報を入手した場合、それを投資者に提供して勧誘する行為とか、それを利用した自己売買を行うことはできないということになりそうです。

金融商品取引業者は、内部者取引規制においては、内部者として重要事実を知ったとしても社債の売買は禁止されないのですが、それが同時に法人関係情報に当たる場合に、それを使った売買が禁止されるということになります。これを、金融商品取引業者が市場の仲介者であるという社会的使命を理由に、より重い規制に服するべきという考え方でよいのかは問題かと思いま

す。会社の役員とか従業員といった純然たる内部者が行っても違反とならないような行為について、金融商品取引業者が禁止される理由を見出すことは難しいように思います。

他方で、次のように考えることもできるのではないかと思います。内部者取引規制で社債の売買が適用除外とされておりますのは、重要事実が社債の投資者の投資判断に影響を及ぼすことがないためというふうに説明されます。そうであるならば、このような情報は法人関係情報においても、その定義である「顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」とはならず、したがって、法人関係情報が存在しないことになるのではないか。そのため、このような情報を提供して社債の売買の勧誘や自己売買を行ったとしても、法人関係情報に関する取引ではないので、法人関係情報の規制の適用がないことになるという考え方でございます。

以上、考えが十分にまとまっていない部分もありますけれども、問題提起をさせていただいた次第です。これらの点を含めて、ご教示いただければ幸いです。

[平田オブザーバーの報告]

平田報告者 引き続きまして、日証協における法人関係情報の規定等の整備状況についてお話をさせていただきたいと思います。

お手元に資料を用意させていただいておりますけれども、まず13ページをごらんいただきたいと思います。

I. 自主規制規則における「法人関係情報」規定

1. 規則制定の経緯

日証協におきましては平成22年4月20日付で「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」を制定させていただいております。従前より金商法では法人関係情報の管理が求められていたことから、個別の証券会社においては、法人関係情報管理に関する態勢は整っていました。

しかし、ご記憶があるかもしれませんが、平成 21 年ごろに大手証券の投資銀行部門の職員が、外部に情報を漏えいするとともに、自らもインサイダー取引を行うという事件が発生してしまいました。これを受けまして、法人関係情報の管理に関しては、各社まちまちに制定されている規定について、ある程度目線を合わせて自主規制を整備しておくことが必要であるとされたことから、法人関係情報に関する規則を策定するに至りました。

2. 規則の概要

(1) 目的

まず第 1 条の「目的」ですが、「法人関係情報の管理態勢の整備を図ることを目的とする」とされています。具体的には、第 4 条に規定しております「社内規則の制定」を行い、各社において適切に法人関係情報を管理することを求める規則となっています。

(2) 定義

2 条には定義を幾つか置かせていただいています。

まず「法人関係情報」の定義は、金商法の金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人情報であると規定しています。

また、この規則が証券会社において法人関係情報を管理しなければいけない内側に所属する者がインサイダー取引を行ったという過去の事件を受けて制定された経緯から、法人関係情報を入手する部門から当該情報が外に漏洩しないようにするための管理に焦点をあてて検討が行われたため、管理サイドの規定に重きを置き、法人関係情報を統括して管理する部門あるいは法人関係情報を業務上取得する可能性が高い部門について定義を置いております。

(3) 管理部門の明確化

第 3 条では「管理部門を定めなければならない」と規定されております。

各部署において法人関係情報を入手したら、当該情報を管理部門に集約し、そこで管理ができるような態勢を作る必要があります。通常であれば、各社

においては売買管理部門あるいは業務管理部門といった特定の部門を管理部門と定め、情報を集約することとしています。

(4) 社内規則の制定

第4条はこの規則の中核の規定である「社内規則の制定」です。協会各社に対して法人関係情報を管理する態勢を整えるために必要な社内規則を制定すること求めており、その社内規則の中に規定しなければならない項目として、7項目を掲げています。

具体的には、「1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項」「2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項」「3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項」「4 法人関係情報の伝達手続に関する事項」「5 法人関係情報の消滅又は末梢手続に関する事項」「6 禁止行為に関する事項」「7 その他協会が必要と認める事項」という事項であり、各社においては、これらの項目につき、具体的な事項を社内規則に定めることが義務付けられています。

なお、4条の1号の「法人関係情報を取得した際の手続に関する事項」につきましては、さらにその細目を規定しており、第5条で、法人関係情報を取得した役職員に対して、法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど必要な手続を決めることを求めています。

14ページでございますが、あわせて第6条で、法人関係情報の管理についての考え方を示しています。これは第4条「社内規則の制定」の第3号の部分で規定されているものの内訳をもう少し詳しく書かせていただいたものです。

具体的には、「法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない」。また、「法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない」。さらに、電子ファイル等についても同様に管理しなければならないと

いう規定を定めております。

(5) モニタリング

社内規則を整え、内部体制を整備しても、そのような態勢については、きちんと履行されているかどうかチェックが必要です。そのため第7条では、適切にモニタリングを行う旨の規定を置いております。

8条は新設条項ですので、後ほど言及させていただきます。

以上、ご説明したように、自主規制規則では、法人関係情報を適切に管理するための態勢をつくる目的で、社内規則を定め、それを履行する、遵守する態勢の整備を求めてきました。

なお、先ほど川口先生からご指摘いただいた「法人関係情報管理規程」（資料9、21 ページ）は、当該規則に規定された社内規則の制定の項目に基づき、各社がつくるべき社内規則の標準モデルを一例としてお示しさせていただいているものでございます。

II. 法人関係情報規則の見直し

1. 見直しの経緯と論点整理

すでに自主規制規則において法人関係情報の管理については、一定の事項を各社に求めてきたところではありますが、一昨年以降発生した公募増資にかかわるインサイダー事件を受けて、現行の各社における法人関係情報の管理のあり方について抜本的に見直す必要があるとの指摘を受け、本協会においては、昨年来さまざまな検討してきたところでございます。

そこで、1 ページにお戻りいただきまして、法人関係情報の規則等について見直しを行う場合の論点の洗い出しを行いました。

まず、昨年の7月3日に金融庁が、大手を中心とした証券会社12社に対して法人関係情報の管理体制について自主点検を要請しました。点検結果は金融庁に提出されるとともに、その概要は各社のHPなどで公表が行われましたので、本協会におきまして、その中身を確認させていただきました。3 ページから資料2を添付しておりますが、現行の法人関係情報の管理に加

えて、今後対応する必要があると思われる課題が9項目ほど提示されております。このうち重要な6つの項目を検討すべき論点として取り上げることとしました。

まず、法人関係情報の取り扱いの厳格化につきましては、今回の事件を受けて、従来、法令上で規定されている法人関係情報の範囲でいいのか、ほかにも管理をするような情報があるのではないかという論点があります。

また、冒頭でお話ししましたように、法人関係情報の管理については、社内の法人関係情報を管理する法人関係部門から外に出ないようにするための管理という観点で規定を策定したわけですが、今回の事件では、いわゆる営業部門から法人関係部門に対して情報を取りに行ったことも勘案し、法人関係部門とそれ以外の部門との関係もきちんと整理しておく必要があるのではないかとの論点も掲げられました。

さらに、本来であれば管理されるべき情報が法人関係部門から社内の他の部門に万が一漏れてしまった場合においても、最終的に証券会社の中で情報をとどめ置く必要があることから、法人関係情報を本来持っていない営業部門での管理をどのように考えるのかという点も検討の対象となりました。

最後に、営業部門と顧客との関係の見直しといった点も論点となりました。力関係で考えると、顧客である機関投資家のプレッシャーは相当強かったわけですが、そのような圧力に屈しない体制整備が必要であると考えられたわけです。

あわせて、今回の事案については、アナリストのブラックアウトという問題もありました。また、情報漏えいがあった場合にそのまま引き受けることについてどうなのか、公募増資日程の再検討が少し必要ではないかというような論点も指摘されたことから、検討の対象とされたところです。

7番、8番、9番の課題につきましては、別の観点で別途検討してきましたが、本日の課題からは外れますので、割愛させていただきます。

金融庁の自己点検要請とともに、日証協におきましても、東証と大証と共同で、8月24日付で、大手12社以外の引受証券会社に対して同様の調査を

させていただきました。その結果、大手12社とほぼ同じような内容の論点が提示されましたので、これらの問題点を現行の規則に照らしてどのような見直しを行う必要があるのかについて検討を行いました。

2. 見直しの方向性

その結果、ある程度見直しの方向性を取りまとめさせていただいたのが、9ページから始まる「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」です。具体的には、10ページから始まる各項目に考え方をまとめさせていただいております。

法人関係情報の取り扱いの厳格化については、従来の法人関係情報の定義に加えて、例えば法人関係情報であることを示唆する情報（示唆情報）、あるいは、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報の伝達・利用といったことについても、法人関係情報の管理の運営に生かしていく必要があるのではないかと整理の下、検討を行いました。

また、営業部門と法人関係部門の関係の見直しに関しましては、営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などについてどのように管理するのかといった観点で考え方を取りまとめる必要があるとの結論に入りました。

さらに、営業部門における内部管理態勢の強化という論点については、万が一漏れるべきではない営業部門に情報が漏れた場合の管理の手法について検討を行うこととしました。

11ページの営業部門と顧客の関係の見直しについては、今回の事案では運用会社側からのプレッシャーで情報を提供してしまった事実が指摘されていることを受け、顧客から不当な情報要求があった場合の取扱いについて検討を行いました。

また、アナリストの取扱いについては、まだ課題が残っています。アナリストが公募増資の直前にアナリスト・レポートの公表を止める「ブラックアウト問題」については、届出書提出前の勧誘の禁止とのからみがあるため、

この規制の解釈がある程度明確にならないと、ブラックアウト問題の解消には至らないのですが、現在は各社において、できる限りアナリスト・レポートの提供を止める期間を短くするという努力を行っているところです。

その他として、公募増資が公表される前に株価の大幅な下落が認められる案件が非常に多かったことを受けて、事前に情報漏えいがあった場合、あるいはインサイダー取引があった場合についても、一定の取扱いを定める必要があるとの整理が行われました。

3. 具体的な見直しの内容

以上のとおり、各種の論点整理や議論を経て、法人関係情報規則自体を見直す必要があるのかどうか検討を行ったわけですが、既に法人関係情報規則に関しては一定の有効な枠組みを規定しており、むしろ問題だったのは、法人関係情報規則をどのような形で運用していくのかという点であろうという結論にいたりました。そこで今回取りまとめたのが、17ページにあります資料8、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」であり、これはいわゆるガイドラインとして規定させていただいております。内容については、今までご説明させていただいた論点について、解説のような形で取りまとめをさせていただいた形になっております。

(1) 目的

まず、「目的」でございます。右側に考え方がまとめられておりますけれども、これはあくまでも規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものであるということに留めており、各社の業態とか社内組織、規模等に応じて、それぞれの考え方に基づいて、各社が各様に努力をして管理をなさいということを書かせていただいております。

(2) 法人関係情報の定義

もっとも議論となったのは、「定義」の「法人関係情報」の部分です。規則上の法人関係情報については、金商業等府令の規定に基づいて明確化されているわけですから、その範囲に変わりはありませんが、証券会社が法人関

係情報等という形で管理する情報としては、一連の問題の反省を踏まえ「定義」の考え方の上から3つ目のポツのところにあるとおり、「法人関係情報の漏洩や不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」、これを高蓋然性情報と呼んでおりますが、これについても管理をする必要があることを明示しております。

1つ下のポツの部分ですが、「法人関係情報を取得している協会員は、(中略)それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報(以下「示唆情報等」という。)に関しても、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる」として、ここでは考え方を2つ示させていただいております。

一つは「示唆情報等」ですが、これには法人関係情報を取得していることを示唆する情報、例えば、いわゆる主幹事をとっているというようなことを示唆する情報とか、アナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合とか、ブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされる旨を伝達するような行為も含まれるということで例示させていただいております。

もう一つがノンネーム情報ということで、具体的な銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部または全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合における情報も示唆情報となり得るという整理を行っています。

このようなものも含めて、各社は法人関係情報の管理を行う必要があるとの考え方を示させていただいております。

(3) 法人関係情報の消滅または抹消手続き

時間の関係がございまして、ほかの項目については少し飛ばさせていただきますが、1つ、重要な部分は、19ページの5でございまして。

法人関係情報の消滅または抹消手続きの部分ですが、どのような状況になれば法人関係情報ではなくなるのかという点が重要な論点でもありました。

先ほど川口先生からもご指摘いただいた部分ではありますが、基本的に法令上の法人関係情報そのものについては、開示書類等で公表された場合あるいは中止の決定が行われ、その旨の連絡を受けた場合は、明確に法人関係情報としての末梢をしてもいいと考えられます。

あわせて、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報についても法人関係情報と同様に管理することを今回明示したことに伴い、その消滅抹消手続きについて考える必要が生じたわけですが、蓋然性が高い場合については、明確に法人関係情報になっていないということですので、2つの点を考慮する必要があります。まず、高蓋然性情報が法人関係情報に該当することになった場合ですが、その時は法人関係情報として管理が必要となり、その消滅・抹消手続きも法人関係情報として行われます。一方、蓋然性が高いという状況が、例えば相当期間経過したにもかかわらず当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展が見受けられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすことがないと認められる場合については末梢してもいいという手続きを今回新たに示しております。

(4) 禁止行為

さて、重要な論点のもう一つが禁止行為です。禁止行為としては、従来から基本的には自己売買の禁止とか伝達の禁止ということの規定していたわけですが、今回考え方として新たに追加したのが、ハの部分であります。具体的には、「管理部門又は関係部門以外の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨」、それから、「当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨」の規定を新たに禁止行為として明示しました。

あわせて、同様にアナリストに対しても、「詮索を行ってはならず、かつ、回答してはならない」という項目を規定しました。

さらに「その他協会員が必要と認める事項」に追加したのがアナリストに対する営業部門からの照会及び回答については、きちんとした手続を設けなさいということです。また、顧客から不当な情報提供要求があった場合の対

応についても、拒否するなどのきちんと手続きを社内規則の中に定めることという考え方を明示いたしました。

今回、このような形で法人関係情報の考え方を明示したことに伴い、「法人関係情報管理規程」の見直しもさせていただいております。

新旧対照表につきましては、29 ページからの資料 10 に添付させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

(5) 株価下落時等の取扱い

最後に、株価が大幅に下落した場合の取り扱いについてですが、今回規則を改正して新たな考え方を規定させていただきましたので、簡単にご紹介させていただきます。

資料 11、35 ページに掲載させていただいておりますように、本協会においては、「有価証券の引受け等に関する規則」を制定しています。48 ページになりますが、今回、この規則中に第 34 条の 2 として「情報漏えい等の場合の取扱い」というものを新設させていただいております。

具体的な内容については、61 ページ以降に資料 13 という図表を掲げた資料がございますが、まず 62 ページの図をご覧ください。今回の一連の増資インサイダーの事件を分析しますと、発行決議よりも前の段階で株価が大幅に下落しているケースがほとんどであったということから、大幅な下落の要因が、例えば情報漏えいがあった、あるいは、それに基づいてインサイダー取引があったというようなことも考えられるわけです。もちろん新聞のリークなどで下落する場合もあるわけなので、下落要因を分類・整理をしながら、規則を制定させていただいております。

一点目は、63 ページの 2 - ①の場合、法人関係情報の管理といった観点からは、発行決議よりも前に万が一引受証券会社の役職員から情報が漏えいしていたことが判明した場合については、基本的には公募増資等の引受けを行ってはならないという規定を導入しました。

二点目は、64 ページの 2 - ② - 1 及び 2 - ② - ②ですが、情報公表前にインサイダー取引が行われたことが判明した場合の対応です。従来から、発

行会社の役員がインサイダー取引を行った場合については引受けを行わない旨の規則を34条に規定してきましたが、今回これに加えて、引受証券会社の役職員以外の者から情報を受領し発行会社の職員や増資関係者がインサイダー取引を行ったことが判明した場合においては、発行会社と日程の変更も含めた協議を行う旨規定しました。

最後のページですが、2-③、株価の大幅な下落が認められた場合の対応については、要因がなかなか判明しないようなケースもあります。先ほどお話ししましたように、証券会社等から情報が漏えいしたのではなく新聞でリークされたような場合もありますし、インサイダー取引があるかないかもその段階では明確ではない事例も多々あると思われれます。しかし、要因はわからないけれど、発行決議の前に何らかのシグナルとしての大幅な株価下落があった場合については、引受証券会社の責務として発行会社に対して、計画通りの日程で増資を進めることがよいのかどうかをきちんと協議をする必要があります。その旨の規定を今回入れさせていただきました。

以上、直近の公募増資インサイダー事件を受けて、法人関係情報の規定の見直しを行った内容について簡単にお話しをさせていただきました。今回の改正等の一連の作業においては、法令の規定を超えた考え方も示させていただいている点で、まさに自主規制規則、その運用になじむ内容になっているのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

討 議

前田副会長 どうもありがとうございました。最新の状況も含めて、大変興味深いご報告をいただくことができました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見をよろしくお願いたします。

山田委員 貴重なご報告ありがとうございました。私からは、会社法の内部統制構築義務と、法人関係情報の管理態勢の構築義務との関係をお伺いした

いと存じます。

会社法で取締役の内部統制構築義務というのが法定されていますが、拝見をした中で、これは自主規制といいますか、金融庁の業府令の1条4項14号で、法人関係情報を規定してあって、これについて証券会社は法人関係情報の管理態勢をきちんと構築しなさいということを勉強させていただきました。証券会社も会社法の適用がある株式会社であると思います。その点で、法人関係情報の管理態勢と会社法上の取締役の内部統制構築義務との関係について、人間がつくったものですから、何か漏れがあって、同じような情報で同じような不祥事が起きないとも限らない。この場合に取締役の内部統制構築義務違反を構成するのかどうか。可能性だけですけれども、その点についてご教示いただければと思います。

川口報告者 法令遵守のための内部統制の1つに入るのではないのでしょうか。内部者取引を含めた広い意味での不公正取引を予防するための内部統制と言ってよいのではないかと私は思います。

山田委員 これは内部者取引防止という法令を守るための規定と考えてよろしいでしょうか。

川口報告者 金商法を守るための内部統制ですね。

山田委員 わかりました。

川口報告者 山田先生のご質問に関連して、協会が法人関係情報の管理について細かな規制を行っておられますが、これが会社法上のセーフハーバーになるのかというのは興味深いところです。

中東委員 セーフハーバーについてお伺いできればと思います。資料の自主規制（「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方）のうち、第4条6号の「禁止行為に関する事項」で、イ「法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨」を規定することが示唆されています。原則禁止であるけれども、例外的に認められるということで、ウォールを突破することを認めています。資料でも、最初に点検をした日証協の「まとめ」

ですと、「課題2」で、「営業部門から法人関係部門に対する法人関係情報に絡んだ問い合わせを原則として禁止する」という形になっていますのに、その後の「法人関係情報の管理態勢の点検結果概要について」では、3. (2) ②で、一律に禁止している例が掲げられていまして、一律に禁止できない理由の具体的なイメージが湧きません。山田先生のご発言との関係では、一律に禁止してしまえば話は簡単であると思うのですが、これはできないというご判断があって、どういう場合を念頭に置かれているのか、教えていただけますでしょうか。

平田報告者 基本的には正当な理由があって、情報を提供しなければいけない場合が業務上存在するということがまず1つございます。例えば、いわゆる公募増資の引受けであれば、引受証券会社から、外部の弁護士あるいは公認会計士など増資関係者へ情報を提供しないと、引受業務が適正に遂行できない場合がありますから、こういう場合は例外措置としてあるわけですが、基本的には原則として通常の営業部門に情報を提供するということはありませんので、そこはきちんとした壁をつくっておくことが必要なわけです。したがって、営業部門に何か情報を流さなければいけないことは、一定の業務を除いては余り想定できないと思います。

嶋審議役 一昨年来のいろんな事案の中で営業部門の関与というのも若干出てきたという点がありますが、ここで何が必要だったかということ、引き受けてきたものを当然消化していかなければならないときに、どのぐらいの規模であれば今のマーケットの環境の中で投資家が買ってくれるのか、こういうことは営業部門でないと知り得ないという部分があったので、そこに対してある一定の範囲で法人関係情報を、そのものでなくても規模だけであるとか一部の情報により売れるかどうか、お互いが手探りするような状況が存在したのではないかと。ただ、そのときの考え方が若干正しくない、周りから見れば、それは法人関係情報を伝えたことになっているんじゃないかというご指摘を今回、業界の中で受けたという認識でございます。

松尾委員 平田さんにお伺いしたいのですが、川口先生のご説明にあったよ

うに、まずインサイダー取引の未公表の重要事実があって、法人関係情報はインサイダー取引の未然予防のために行政的にそれより若干広い範囲になっている。法人関係情報の管理という内閣府令に基づきまして、日証協で法人関係情報管理の規則を定めている。

今回の「考え方」は、私も理解がなかなか難しく、もともと規則があつての「考え方」なので、規則の規制の対象はあくまでも法人関係情報です。ところが、「考え方」を拝見していると、新たにいろんな概念が追加をされていまして、例えば資料8、17ページ、規則の2条の「考え方」のところで、まず「示唆情報等」というのが出てきます。これは「法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報」と定義されています。「示唆情報等」の中が、イとロに分かれていまして、それぞれ「示唆情報」と「いわゆる『ノンネーム』での情報等」とされています。ただ、証券取引等監視委員会の運用を見ますと、アナリストの例のブラックアウトの案件ではまさに真っ黒と判断されています。監視委員会の判断がどうかというのはありますが、そのように判断されていまして、示唆情報ではなくて、法人関係情報そのもの、インサイダーの非公表重要事実だと判断されています。あと、さらに、「将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」がありますが、これは一体何なのでしょう。この「考え方」は私も理解できるところです。法人関係情報の管理をしっかりする必要があるので、法人関係情報に当たるものと、そうでないものの境目は必ずしも明確ではないので、ちょっとバッファーを設ける趣旨で、さらに広目に管理をするということはよく理解できます。しかし、この日証協さんの「考え方」は、事実上、親元の規則が法人関係情報を管理対象としているのよりも、管理対象を広げていると私は思っています。実務的にやや懸念されるのは、法人関係情報に加えて示唆情報等も管理しないといけない。それに漏れがあると、示唆情報等よりもさらに広くバッファーを設けて管理しないといけないのか。どんどん広がっているわけで、そうは思いたくないわけです。むしろ、法人関係情報のバッファーを設けるのであれば、示唆情報等と

か関連情報とか、いろんな概念をつくるのではなくて、私は、法人関係情報に該当するおそれのある情報も管理してくださいと言っているんです。それで十分ではないでしょうか。

では、今、法人関係情報に該当するおそれのある情報を管理している証券会社が日証協のモデル規則に倣って社内規則を改正する必要があるかというところ、私はないと思っています。この「考え方」は、後の管理の手続のところはいいと思うのですが、概念のところは混乱を招くものであり、厳しく申し上げると、何でこのような内容のものをつくられたのかと思っています。その辺をご説明いただけますか。

平田報告者 私の説明がよくできなかったのも、そういう誤解をされているんだと思います。

まず1つ、示唆情報等に関しまして、我々としては法人関係情報に含まれるという解釈をしております。したがって、法人関係情報として管理をすべきなのだと。一方で、蓋然性が高い情報に関しては、法人関係情報になる可能性があるけれども、まだ法人関係情報になっていない。法令で決められている法人関係情報はマストで管理しなければいけないけれども、その周辺にある情報もでき得る限り管理しましょうというところが高蓋然性情報ということで、ここの範囲はある程度各証券会社で考えてほしいという形で、今回整理をさせていただいております。

今、「示唆情報等」というところを法人関係情報と横並びで管理をすともっともっと広がっていってしまうとご指摘をいただいたわけですが、これは中に含まれるものなので、一体ということであります。

松尾委員 それは定義がおかしいのではないのでしょうか。示唆情報の定義は、「それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報」とされています。「法人関係情報となり得る情報」であって、「法人関係情報となる情報」と定義されているものではありません。誤解と言われますが、誤解せざるを得ない表現になっていると思います。平田さんを責めるつもりはないのですが、私は、もともとこれはお

かした整理だと思っていて、何でこんな混乱するような整理をされているの
だろうかと思うわけです。

私が申し上げたいのは、体系的にはインサイダー取引規制における未公表
の重要事実があって、少し広くて法人関係情報があって、日証協さんで、管
理のためにはもうちょっとバッファーを設けましょう、そこまではわかるの
ですけれども、そのバッファーの呼び方が妙にいろいろあって混乱している、
何とかしてくださいということです。余り体系的になってないと思います。

川口報告者 協会のルールは、まさしく自主規制として行っているものです
ね。これは、金商法のルールを具体化するためのものなののでしょうか。根本
的な話で、恐縮ですが……。自主規制である以上、より幅広く規制をする
ということは可能ではないのでしょうか。金融庁がルールをつくるというので
あれば、法令の範囲をはみ出てはいけないことになるんだろーと思いたす

松尾委員 私が申し上げているのは、日証協は法人関係情報の規則に基づい
て「考え方」を作成されているわけで、規則では法人関係情報だけが管理対
象となっています。ですから、管理対象を広げるのであれば、親元の日証協
規則を改正すべきであるという体系論を申し上げます。

平田報告者 まず1点目、「それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、
他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報」、確かにこの記載
が誤解を招くし、まさにそういうふうに使われてしまってもしょうがないと
思いたす、パーツ、パーツを集めれば法人関係情報だし、実際には相手方
にはパーツを一つで説明するわけではないわけですから、法人関係情報とし
て管理すべき対象にしてもおかしくはないと考えたわけです。つまりイ、
口に掲げられている「示唆情報等」に関しては、法人関係情報として管理す
べきである旨を各協会員にはお伝えさせていただいています。法令から少し
はみ出ているために管理が広がってしまっているとご指摘いただいた部分と
しては、高蓋然性情報と呼ばれる将来法人関係情報になる蓋然性が高い情報
があります。こちらはご指摘のとおり協会の規則に定義された法人関係情報
を超えて、ガイドラインにおいて各証券会社において管理して欲しい旨を要

請しているということでもあります。

したがって、上の目的に「必ずしも全てを規定する必要はない」と掲げられているとおりでありまして、ガイドラインでありますから、各社が高蓋然性情報というところを全て各社の社内ルールの中に規定をして管理をなささいということを我々としては要請しているわけではなくて、規則上要請させていただいているのは、あくまでも法人関係情報を管理しなさいということを行っているわけです。ただ、それを超えて管理するのであればこういうことも考えられるので、そういうところも注意をして管理してくださいとお願いをしているということでもあります。

松尾委員 体系的におかしいという私の考えは変わりません。

前田副会長 法人関係情報とインサイダー取引規制における重要事実との違いについて、川口先生が2つを比較して明快に整理してくださいましたが、これらの情報・事実をどうやって知ったのかという点についても、2つの間には大きな差があるという理解でよろしいでしょうか。つまり、インサイダー取引規制における重要事実のほうは、役員等が職務に関して知ったときなどにだけ問題になるのに対して、法人関係情報のほうは、規定を見る限りではどうやって知ったかということを全く問題にしていらないように見えるのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

川口報告者 恐らくそうなんじゃないでしょうか。金融商品取引業者は、知った以上はそれを使って自己売買できないとか、勧誘に使ってはいけないとか、管理態勢をしきなさいという話になるのではないかと思います。

前田副会長 その点でも、法人関係情報に係る規制のほうが、インサイダー取引規制より、広い範囲で網をかぶせようとしているということなのでしょうね。

近藤委員 ここで重要事実と法人関係情報はどんな関係になっているのかということを考えますと、結局、法人関係情報のほうが広いということになりそうですね。しかし両者の間に差がある所について着目しますと、川口先生としてはそれは合理的な差であると一般に考えておられるのか、それとも、

うまく合理的には説明できない違いがあると考えていらっしゃるのか、どちらでしょうか。

川口報告者 文言上は、きょうご報告いたしましたように、「著しい」というものが使われているため、重要事実のほうが狭いのではないかと思います。そうであるとして、それが妥当であるのか、すなわち、両者は一致すべきかどうか、法人関係情報のほうが広いのはおかしいのではないかという論点があり得ます。この点について、金融商品取引業者については、内部者取引規制よりも幅広い不公正取引を規制するという保護法益が認められるのであれば、それは合理的なのではないかと考えた次第です。

近藤委員 その場合、予見可能性が乏しくなるということと、内部者取引規制といっても、金商法 166 条、167 条だけが内部者取引を規制する規定ではなく、他の規定により規制する余地もあるという問題もあるかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

川口報告者 そこは悩ましいところです。法人関係情報は非常に曖昧な定義ですので、どこが境なのかがわからないというのは確かで、予見可能性が乏しいというのはそのとおりだと思います。ただ、重要事実につきましても、包括条項がありますので、その部分については、予見可能性に欠けるといえ、同じなのかなという気がしております。

藤田委員 確かに「重要事実」よりも「法人関係情報」は広いわけですが、両者の関係は幾つか整理の仕方があると思います。ひとつの説明としては、目的そのものは内部者取引の禁止だけれども、事前に何か禁止するようなどきにはどうしても広目に網をかぶせて抑止することになる、つまり目的は一致しているけれども、テクニカルに広がっているという説明の仕方は 1 つあり得ると思います。川口先生がされたのはそうじゃない説明で、規制しようとしている対象そのもの、目的そのものがずれているという考え方です。そうなってくると、ずれることで何を広げようとしているのかということになります。

例えば、今回は規制されるようになったけれども前は落ちていた情報伝達

行為は、本当は内部者取引として規制したいぐらいだが、とりあえずということ、それに類する行為を拾った、つまり本来規制されてもいいはずだが、たまたま落ちているものを拾うと考えられることもありそうです。しかし、きょうの説明は、そうじゃなくて、別の不公正な行為を規制しているという説明です。

今申し上げたような整理で言えば、川口先生のは、一番最後のようなものでしょうか。

川口報告者 昭和63年の立法の際に、内部者取引規制と法人関係情報規制の2つが規定されました。その際、今先生がおっしゃったように、幅広くとりあえず網をかぶせるけれど、目的は内部者取引規制だという考え方があったように思うのです。立案担当者の書かれたものにもそのような記述があります。しかし、先ほど報告しましたように、内部者取引には該当しないけれども、情報の非対称性を利用することは不公正な取引であるという認識になっているのではないのでしょうか。内部者取引ほど悪性はないけれども、法人関係情報は投資判断に影響を与える情報なんですね。それを使って利得することができるわけです。それはやはり不公正だという考え方ですね。近年は、このような考えが立法趣旨として主張されるようになってきているということです。

神作委員 今の点にも関係するのですけれども、公表概念との関係で、非常に興味深いご報告をいただきありがとうございます。もし、情報伝達行為の規制が、内部者取引規制のさらに事前的、予防的なものと位置づけることができるとういたしますと、公表概念も内部者取引規制と一致していることが素直であるように思われます。他方、情報伝達行為の規制が内部者取引を事前的・予防的に防止するという意義に止まらない部分があるとすると、すなわち情報伝達行為の規制が内部者取引規制を越える部分があるとする、その部分についての公表概念は、内部者取引規制における公表概念から離れて柔軟に考えることができるように思いました。そのような意味では、法人関係情報を業として利用するときの規制の趣旨を2つに分けることがで

きるとすると、川口先生のご指摘のように、ある一部については少なくとも公表を実質的に捉えることができるかと思います。しかし、他方で、情報伝達行為の規制は、内部者取引規制の事前的、予防的な規制にとどまるとすると、内部者取引規制の公表概念と一致していないとおかしいようにも思ったのですけれども、その点について、もう少しご説明いただけますでしょうか。

川口報告者 私もまさしくそうだと思います。内部者取引規制の一環だとすると、公表というのは一致していてもよいように思いますが、目的を広く捉え、未公表の情報を利用することが不公正な取引だということであれば、公表の概念も違ってしかるべきではないかと思います。私とすれば、内部者取引規制における公表以外の公表というものがあってもよいという気がしています。ただ、具体的にどのようなものが該当するのと言われると、つらいところがあります。新聞記者によるリークなどが考えられますが、ときに誤った記事も見受けられ、必ずしも信用性がない場合もありますからね。

神作委員 もしインサイダー取引を超える部分についても、営業秘密的なものといえますか、情報自体を保護するという観点から、証券会社はそのような法的保護に値する情報を預かった、あるいはたまたまそのような情報を知ってしまったとすると、今度はそのような趣旨からしても、公表概念は狭くてもいいように思われます。たしかに、情報の非対称性という観点から客観的に情報伝達行為の規制を説明すれば、川口先生からご提示いただいたような議論にもなり得るとは思いますが、他方で、保護されるべき情報という観点を入れるとすると、やはり公表概念は特に狭く解する必要はないのかなと思ったのです。営業秘密的と申しますか、保護されるべき情報という観点は、この法人関係情報にはないと理解してよろしいでしょうか。

川口報告者 はい。私は違うんじゃないかと思っています。金商法上、顧客の情報について別に「非公開情報」という概念が定められています。このような情報は顧客が同意をすれば営業用に使っても良いということになります。顧客の保護という観点はそういう形で規制すればよくて、公表とは違うところの規制なのかなと思っています。

永井 OBS きょうは、業者規制がメインでございますけれども、いわゆる適時開示の問題では、神作先生がおっしゃられたように、発行会社として悩ましいところもあります。M&Aの話をはじめている例などでは、何らかのリーク記事が出て、会社としては否定をせざるを得ないタイミングなので否定をした。水面下では話し合いが進行しているが、会社としては公表したくない、あるいは正式な機関決定がされていないときにどうすべきか、という問題です。噂として、市場には情報が流布されていく可能性がある。そういったときに、きょうの資料の中にも、村上事件のときの判決と思われるものが引用されていますが、「確実に実行されると予測が成り立つことを要しない」と言われてしまうと、全てが含まれてしまう。そうすると、買収や資金調達のアドバイザーを務める業者では「こういう噂話が報道で出ていましたけど、どうでしょうか」とセールス担当者が言うと、それもいけない、というのが、今の実務の保守的な認識になっています。きょうのお話の中では、先ほど松尾さんがおっしゃったように、業者規制はより広範なものになったと理解して、対応すべきと理解しています。どの時点で実際の公表とするのが本来の姿なのかというのが、発行会社としても悩んでいるところがありますので、ご示唆いただければと思います。

川口報告者 私の守備範囲と能力を超えている問題ですね（笑）。難しいですね。ノーコメントと言うと、何か裏にあるんじゃないかと言われるすし（笑）。

中東委員 永井常務のご発言でも示唆されていると思いますが、業規制としての側面が、もともとの趣旨とは違って強くなってきていると考えれば、公表概念についても違って考えていいのではないのでしょうか。例えば新聞報道で、皆が相応の程度で信じるようになったという場合に、新聞記事を使って営業部門が売って回るということは別に気にされてないという理解でも可能なのではないのでしょうか。

川口報告者 確かに、そのような場合には、規制を維持する必要がなくなりますね。公表があったとも言えますが、そうではなくて、協会では法人関係

情報そのものが消滅したと考えるわけですか。

平田報告者 消滅したとは考えておりません。新聞にリークされた事案が実際に裏で動いていることを知っている場合については、証券会社の役職員は当然当該情報を使えないということになります。ただし、ファイアウォールがきちんと機能していて、営業部門と法人向け部門が完璧に情報遮断されているのであれば、営業部門の人は法人関係情報を持っているわけではないので、その新聞が、どの新聞のいつ掲載されたものだという出所を明示すれば使えるのではないかと我々としては考えています。

川口報告者 今の中東さんのお話は、そういうのは公表に含めてよいのではないかという趣旨ですか。

中東委員 業規制との関係では、公表概念というかどうも別として、公表して、あるいは営業に使ってもいい情報になっている。そういう意味で申し上げたつもりです。

川口報告者 先ほど申し上げたとおり、新聞情報もいろんな情報がありますし、日経も時々間違った記事を出したりすることもあるので（笑）、難しいところですね。やはりケース・バイ・ケースなのかなと思います。

中東委員 それはそう思います。適時開示しないと内部者取引できないというのはそうで、そこでは公表に当たらないことがベースとしてはあると思いますが、法人関係情報との関係では、先ほど申し上げた扱いも可能ではないかという趣旨です。

川口報告者 私から1点、平田常務にお聞きしたいことがあります。先ほどご紹介された19ページの法人関係情報が消滅したところの口です。発行体から案件の中止の決定に係る連絡を受けた場合は、法人関係情報ではなくなるというのですが、これが「公表」されていないとすると、内部者取引規制における重要事実としては残るわけですよ。法律上、内部者取引規制はかかるが、法人関係情報ではなくなり、自主規制はなくなるということによりよいのでしょうか。

平田報告者 その点は難しい点で、通常公募増資の実施は取締役会で決議さ

れ、当該決議を受け公募増資の実施が公表されるわけですが、例えば公募増資を予定していたけれど公募増資の決議前に、あるいは決議後発表前に中止することが決まった場合など、そもそも公表という行為自体が行われないケースは多々あると思います。我々としては、そうした場合には発行会社の中できちんと中止ということを決断していただき、きちんと証券会社が連絡を受ければ、そこで解除されるのではないかというふうに整理させていただき、この規定を入れさせていただいてございます。

川口報告者 ということは、これは、公表されてない段階での話だということですか。公表されているとやはりまずいですよね。その中止についての決定を受けてもまだそれは公表されていないのだから、内部者取引規制が継続されるということになりませんか。

平田報告者 何か、事案が公表されて、その事案が実施に向けて動いているけれども、何らかの事情で中止になったという情報がインサイダー情報、いわゆる重要事実であるならば、それは公表されて初めて消滅するんだと思います。

中村委員 今、平田さんがおっしゃった、未公表の決定事実があるときに、決定について中止する、撤回するというのは、金商法のインサイダー取引規制においても同じ解釈が通用すると考えていたんですけども、この点、参加者の先生方のご意見はいかがでしょうか。

松尾委員 私も同意見です。そう思っています。

中村委員 ちょっと別なことを。川口先生のご報告に関連して、法人関係情報とインサイダー取引規制の文言解釈の悩みと、あわせて、べき論というか、本来、法人関係情報の解釈のほうで絞るべきじゃないかという問題意識からの質問です。先ほどご報告いただいたとおり、法人関係情報の定義の中では、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるものということで、顧客の投資判断に影響を及ぼすというところを、例えばインサイダー取引規制の決定事実あるいは発生事実のような列挙事実と比べると、インサイダー取引規制のほうは、軽微基準が抜かれている。他方、法人関係情報のほうは、列挙事実

に相当するものがあるかどうかというのは、直接対象になっていませんけれども、ここの顧客の投資判断に影響を及ぼすというところで、ある種、要件を絞っていると見ることもできるような思えるんです。

そこで、悩みです。166条の軽微基準の文言を見ると、2項の括弧書きのところ、「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く」とあるので、つまらない話ですが、投資者の投資判断に影響は及ぼすんだけど、軽微なものが除かれるということで、軽微基準に該当するものも、投資判断に影響を及ぼすことが前提になっているようにも見える。それと同じ解釈を法人関係情報のほうにとってしまうと、軽微基準に当たろうが当たらないまいが、全部法人関係情報になってしまうように読めるように思われます。それはさすがに広過ぎるんじゃないのか。予防的規制で業法規制である以上は、別な解釈をしてもいいんじゃないのかというところが問題意識としてあるんですが、この点、川口先生のお考えはいかがでしょう。

川口報告者 軽微なものであれば、法人関係情報から外してもよいのではないかと考えていますが。

中村委員 実質論ですね。

川口報告者 やはり実質論になってしまいますね。

山田委員 先ほど永井常務から業者規制という話が出ましたが、アナリストに対する規制についてお伺いしたいと存じます。アナリストが作成したレポートの公表を自社において制限する、いわゆるブラックアウトですが、答えられる範囲で構いませんが、実際に、社内的にどういう管理体制で、誰がチェックして最終的にどういう形でその部分を黒く塗り潰すとか、そういう判断をする体制になっているのか、その辺、もし可能であれば教えていただきたいと存じます。

また証券会社の実務の方の多くは証券アナリストの協会員でもあると思います。例えばサーベンス・オクスレー法ですと、その法令でアナリストの独立性というのが規定してあるわけですが、アナリストとして、もしくは協会

としての立場から、独立性の確保という観点で、どのように自主規制を理解すればいいのか。可能であれば教えていただきたいと存じます。

嶋審議役 先般のいろんな事案の中でもここが話題になった部分で、まだ証券各社においてもその運用が必ずしも統一されているものではないと理解をしています。少なくとも今回の一連の事案の中にありましたのは、厳粛にアナリストレポートの発行をとめていく以前の運用であれば、ある証券会社において、法人関係情報を既に取り得ていた場合には、レポートが回ってきたら一旦とめる。その内容を見てから、出していいよとか、悪いよとか決めるという割と幅広にとめる運用が存在していたという状況があったかと思えます。

一方で、一旦とめてしまった時点で既に、何かあるなどアナリスト自身はもちろん気がつくわけですが、そのレポートが出てこないことをもって、周りの者がまた次の想像をする。その経験を得た営業社員がアナリストに尋ねるといった行動を呼んでしまったというのが一連の図式であったのかなと思われます。

平田報告者 もう1つの後者のご質問のアナリストの独立性という観点につきましては、私ども日証協におきましてもアナリストレポートの取り扱いに関する規則を別に定めております。その中できちんとアナリストの意見の独立性を確保する態勢をつくりなさいということをや要請していますので、通常であればアナリストの意見の独立性は確保されることになっていますが、法人関係情報の管理という意味では、社として法人関係情報が外に漏れてしまうことは避けなければなりませんので、ここはどうしても止めなければなりません。したがって、法人関係情報を知った段階でアナリストの独立性は業務上確保されず、アナリストのレポートを止めることが法人関係情報の管理上必要であると判断した場合については、これを止めざるを得ないという実務が走っていたということではないかと思えます。

山田委員 今のご回答は、書く内容とかアナリストのレポート自体について、何らかの力がかかるとかということではなくて、書かれたものについて、アナ

リストレポートを社として公表する、その時点で何らかの規制が入るという意味でしょうか。

平田報告者 基本的には、アナリストレポートの規則に関しては、今お配りしてないので、皆さんのお手元にはないんですが、第10条第2項で「アナリストがアナリストレポートを執筆する際には、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見が阻害されることのないよう適切に管理しなければならない」されており、通常であれば、アナリストがアナリストレポートに書く自分の意見に何らかの圧力がかかるということがないように措置されているのが基本的な態勢です。ただし、業務上必要に応じてアナリストのレポートそのものをとめるということがありうべしというのが、法人関係情報の管理の上の基本的な考え方です。

山田委員 アナリスト協会のほうでは、何か公的なコメントは出しておられますか。アナリスト協会の検定会員の方が多分おられると思うのですが、もしご存じでしたら、教えていただきたいと存じます。

平田報告者 別の観点でいきますと、別途アナリストレポートは社内審査を行わなければならないという規定あるので、そこで、ニュートラルな意見でない場合については、若干審査によって左右される部分はあるかもしれませんが。ただ、一方でよく言われるのは、外資系の証券会社が引受けしたときに、当該増資新株を販売しなければならないにもかかわらず、アナリストが当該発行会社株式をマイナス評価をしたというようなことはあり得るわけですから、アナリストの意見の独立性というのはある程度確保されているのかと思います。

中東委員 大雑把な話で申しわけないのですが、法人関係情報の管理が問題になったときと今とでは、何か変わったものがあるのでしょうか。そもそも公募増資で株価が下がっていくことそのものがおかしくて、本来であれば、そのような公募をすべきではないという見解もあり、市場が相応に効率的なのであれば、そのとおりであるとも思えます。先般の一連の事件が起こった

ときはそういう時代であったと思いますが、昨年の半ばぐらいから株価が上がるようになってきて、営業部門はそれほどまでに頑張っただけでなくてもよいというか、プレッシャーが減っているという表現がいいのかわからないですが、以前のようには無茶をしなくてよい状態になっているのかなとも推測されます。今はどのような状況にあると理解されているのでしょうか。

平田報告者 個別の事案の分析を直近までしているわけではないので、明確には言えないのですが、確かに市況によって影響を受けるということは十分あり得ると思います。ただ、以前は協会の自主規制において、公募増資を実施できる企業については、一定の利益は確保できる会社であることとか配当が一定水準ある会社という発行基準がありましたので、そういう意味ではディスカウントして売れば、当然ながら時価が上にいっているのだから買いだという状況があったわけです。一方で、ここのところ市況がずっと悪いという環境の下、まさに自主規制ルール自体も排除されました。ディスカウントされることが逆に株価を下落させる要因になっていたこともあるわけです。したがって純粋に考えれば、1株当たり利益が希薄化してしまうような大型の公募増資については、そんなに大きな環境変化がない限りにおいては、問題視された時点とそれほど大きく変わってないのかなと思います。

協会の別の部門では、別途大型の希釈化がある公募増資については、何らかの形で規制を入れるべきではないかという議論がされています。大型の公募増資を実施する場合については、その理由をきちんと開示すべきではないかとか、アメリカの現物出資の場合は対象になりませんが、現物出資案件だと20%以上の場合は総会決議をなささいという規定があつたりしますので、そのあたりをどのように考えていくかという問題はあるかと思います。また、イギリス等々においては、ライツ・オファリングが一般的になっているということを考えれば、大型の希釈化を伴う公募増資は、今の環境にあってもある程度、なんらかの見直しがされることが必要なのではないかという議論はまだ続いております。

中村委員 法人関係情報の定義の話で、川口先生にご質問です。レジユメの

4 ページの公開買付けを行う情報というのは、B に対する公開買付けが発行者 B の法人関係情報になるかどうかというところと関連した問題です。もとの法人関係情報の定義が「上場会社等の運営、業務または財産に関する情報」ということで、インサイダー取引規制のほうであれば、バスケット条項のところでは事実となっているわけですが、「運営、業務または財産」というところで、例えば大株主が売ったとか、公開買付けがなされたという市場情報に相当するものは発生事実的なものとも見えなくもない。「運営、業務または財産」という定義との関係で外されていると理解するのが正当なのかと考えていました。であるからこそ、公開買付けの 167 条のインサイダー取引規制のほうで、今回、会社関係者として対象会社が規定されることになったとも見えるんじゃないか。質問の趣旨としては、市場関係情報というものが、「運営、業務または財産に関する情報」に含まれないのではないかという点が 1 点です。

それとの関係で、上場廃止の原因となる事実については発生事実として規定されていますが、これについて東証なりが上場廃止について決定しそうだ、決定しましたという事実は、重要事実として列挙されていない。実際の上場廃止のプロセスを見ると、こういう虚偽記載がありましたという公表がされれば、発生事実としての公表はされていることにはなりますが、上場廃止されるかどうかについて、市場は非常に敏感に反応しているわけです。その証券取引所の決定というものが、「運営、業務または財産に関する事実」に読み込めるのかどうか。これも一種の市場情報だとすると、ちょっとつらいのかなど。ただし、それが入らないということになるのも不自然な感じがする。それを持った証券会社が売買をしたときにこの法人関係情報の自己売買の禁止に触れるかどうかというところにつながっていく。

以上、2 点について、先生のお考えを教えてくださいたいと思います。

川口報告者 公開買付け等の外部情報が「上場会社の運営、業務または財産に関する情報」という点については、法人関係情報の定義を見る限りそれは入らないと考えられます。これについては、「上場会社の運営、業務また

は財産に関する情報」と並列で記載されていますので。私が問題にしたのは、これは確かにAが決めた情報なんだけど、Bについての公開買付けの実施中止に関する公表されていない情報と読めるのではないかということでした。先生のご質問については、これらの外部情報は「上場会社の運営、業務または財産に関する情報」に含まれないということになるかと思いますが。

中村委員 お答えとしてはそのとおりだと思いますが、例えば主要株主がサブスタンス的なポジションを売りましたという外部情報があったときに、それが「運営、業務または財産」というところに入るかどうかという点についてはいかがでしょうか。

川口報告者 法人関係情報の定義では、外部情報について、公開買付けに関する情報を別途規定しているのですね。これは、公開買付けに関する情報が「上場会社の運営、業務または財産に関する情報」に該当しないためではないかと思います。そうであれば、それ以外の外部情報も「上場会社の運営、業務または財産に関する情報」に含まれるという解釈は難しいのではないのでしょうか。そうすると、上場廃止というものについても、これに含まれるとするのは難しい気がします。確かに、外部情報について公開買付けのみが規定されているのはなぜかという問題はありますが……。

中村委員 いや、インサイダー取引規制のバスケット情報でもそうなんですけれども、何でもかんでも、会社が決定したもの以外の投資家に影響を与える情報が全て発生事実的のものとしてバスケット情報になってしまうということになって、本当にいいのか。本来、会社に由来しない情報についても、インサイダー取引規制、法人関係情報の規制の中で取り込んで対象とすべきなのではないでしょうか。

川口報告者 外部情報を含めるべきかという論点は、法人関係情報に限る話ではありませんね。確かに、金商法の規制として体系的に検討すべき課題であると思います。

前田副会長 法人関係情報に特有の問題ではなく、インサイダー取引規制全体にかかわる問題ですね。中村先生の2つ目のご質問については、いかがで

すか。

川口報告者 取引所が決定する上場廃止などを「上場会社の運営、業務または財産に関する情報」の中に読み込めるのかといった話ですね。

中村委員 私は、現時点では、自分の見解を留保したいんですけども。

松尾委員 今のご指摘は、情報の主体理論で、法人関係情報の主体は上場会社のものに限るとするか、上場会社に関するものであれば、東証が主体の情報も入るかという論点であると思います。今の証券会社の実務では、恐らく上場会社が主体の情報以外、広く管理しているのではないかと思います。それをやり過ぎると広がり過ぎていかなものか、どこかに歯どめが必要ではないか、私はそれはそう思います。それでは、どこで切るかが問題となります。抽象的なので難しい問題であり、正解があるわけではないと思います。

中村委員 その外延を広げるとなると、さっきの投資家に影響を与えるという要件のところまで絞っていくというアプローチをとるかということですね。

松尾委員 法人関係情報の定義は、「投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」の前に「重要な情報」というのがあって、インサイダー取引規制のバスケット条項も「投資判断に著しい影響を及ぼすもの」の前に「重要な情報」と規定されています。解釈論としては、一応形の上では「重要な情報」と「投資判断に著しい影響を及ぼすもの」とに分かれているけれども、両者を一体として解するという解釈論が有力なように思います。法人関係情報についても、投資判断への影響と重要性を一体的に解して、軽微な基準に当たるようなものは除かれるものとして、「重要」ではないという解釈ができるのではないかと考えているのですけれども、どうでしょうか。

中村委員 その点は合理的だと思います。

川口報告者 報告で申し上げたのですが、子会社情報というのは法人関係情報に入のでしょうか。協会では、「上場会社の子会社に関する重要情報」をリストアップしています。確かに、これは法人関係情報ですよという表ではありませんが、普通の人が見たら、これは法人関係情報の具体例なんだろうと思うのです。

前田副会長 川口先生ご指摘のように、重要事実の子会社情報を規定したときに、併せて法人関係情報のほうにも子会社情報を規定しておくべきだったということなのでしょうね。

川口報告者 そうであれば安心なんです。また、協会が行きすぎているのではないかという松尾先生のご批判があるかなと思ったものですから（笑）。

中村委員 法人関係情報というのが重要事実と別概念として用いられて、行政による認定をしやすくするためというのが1つ。あと、重要事実の解釈だと、法務省との協議あるいは裁判所の判断に拘束されちゃうから、そのくびきから離れるために法人関係情報という別な概念をつくったという理解なんですかね。

松尾委員 その点については、インサイダー取引規制の元々の立案担当者に聞いていただく必要がありますが、私が聞いていますのは、インサイダー取引規制における未公表の重要事実の定義も、最初は、よく黒沼先生が主張されているような一般的・抽象的な概念だったのですが、法務省刑事局が、今の金商法157条と同じで、とてもこんな条文では起訴できないということで、現行のような重要事実の個別列挙方式になったということのようです。一方、当時から法人関係情報というのは、刑事ではなく行政規制として、一般的・抽象的な概念にとどまっているわけです。趣旨としては、従来からの伝統的な解釈で、一般的・抽象的なほうが広く捉えられているので、インサイダー取引の未然防止の趣旨に合致しているということかと思います。広い概念ですので、認定がしやすいかどうかという点については、認定する行政も、決めてしまえばいいのかもしれませんが、曖昧な概念ですので、行政も真面目に考えると大変な面もあるのではないかと思います。バスケット条項と同じで、改正しようがないところもあります。情報の主体理論みたいところで、限定的に捉えるという解釈的な工夫をどこまでしていくかということかなと思っています。立法論として、条文の文言を変えるのはなかなか難しいところがあるのではないかと思います。

前田副会長 まだご議論があると思いますけれども、時間になりましたので、

これで質疑を終了させていただきます。

本日が今セッションの最後になりますので、ご報告くださいました先生方には前セッションと同様、取りまとめの原稿の執筆をお願いいたします。原稿の締め切りは平成25年12月末とさせていただきます。詳細は後日、事務局からご連絡をさせていただきます。

最後に、会長の神田秀樹先生から閉会のお言葉をいただければと思います。

神田会長 本日をもちまして皆様方にお集まりいただき議論いただくという会合は最終回となります。本日も大変活発に貴重なご議論をたくさんいただきまして、ありがとうございます。今回のラウンドの研究会は、一時期、日程調整でご迷惑をおかけしたこともありましたけれども、本日、無事この貴重な研究会に区切りをつけることができました。

委員の先生方、オブザーバーの方々、研究所の事務局の方々、皆様方のおかげで、本日をもってこのラウンドの区切りをつける日を迎えることができました。どうもありがとうございました。

配布資料

[川口 恭弘 委員からの報告関係]

- 報告者レジュメ
- 関連条文等

[平田 公一 オブザーバーからの報告関係]

- 公募増資に係るインサイダー取引に関する自主規制規則等における対応

はじめに

I 「法人関係情報」の意義（範囲）

「法 163 条 1 項に規定する上場会社等の運営、業務または財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるものならびに法 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付け・・・の実施または中止の決定に係る公表されていない情報をいう」（金商業等府令 1 条 4 項 14 号）

1 「公表」概念

内部者取引規制の「公表」（法 166 条 4 項）

- ・多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと
- ・開示書類（法 25 条 1 項）が公衆縦覧に供されたこと

*政令（30 条）

2 以上の報道機関に対する公開+周知のための期間経過（12 時間）
金融商品取引所で公衆縦覧（適時開示）

*「法人関係情報」について、上記「公表」があった場合、「公表」があったと言えるか？

*「公知の事実」になっている場合（上記「公表」がない場合）？

- ・新聞報道、自社 HP での情報公開 etc.

・「重要事実」（決定事実・発生事実・決算情報）→「公表」なし→規制の継続

・「法人関係情報」

「公表」あり→「法人関係情報」の消滅？

↓

なし→「顧客の投資判断に影響を及ぼすもの」でなくなる→同消滅？

2 内容（包括条項との比較）

(1) 「重要事実」の定義（包括条項）

「当該上場会社等の運営、業務または財産の状況に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（金商法 166 条 2 項 4 号）

「当該上場会社等の子会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（金商法 166 条 2 項 8 号）

(2) 「著しい」の有無

「法人関係情報」→「著しい」なし

*「重要事実」<「法人関係情報」？

(3) 「事実」と「情報」

「事実」 < 「情報」

* 「重要事実」 < 「法人関係情報」 ?

* 「決定事実」について、「決定前」でも「法人関係情報」になり得るか?

(例) 株式発行の決定 (金商法 166 条 2 項 1 号イ)

- ・「新株発行を検討している」という情報は「法人関係情報」か?
- ・「重要事実」の決定について

「当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと」(金商法 166 条 2 項 1 号)

- ・「業務執行を決定する機関」の意義
 - ・「実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であれば足りる」(最判平成 11 年 6 月 10 日判時 1679 号 11 頁)
 - ・「確実に実行されるとの予測が成り立つことを要しない」(同判決)(最決平成 23 年 6 月 6 日判時 2121 号 34 頁(公開買付け等が確実に行われるという予測が成り立つことまでは要しない) 参照)
- ・「〇〇を行うことについての決定」
 - ・株式発行に向けた作業を会社の業務として行う旨を決定したこと
 - ・その実施に向けての調査や準備を行う決定
- ・三菱 UFJ 証券株式会社に対する行政処分 (平成 19 年 1 月 31 日)
「当該証券会社常務取締役(当時)は、平成 17 年 7 月 28 日、A 社が B 社の発行済株式の 5%以上の買付けを検討している旨の公表されていない情報(以下「本件法人関係情報」という)をその業務に関して知り、当該証券会社は当該役員の指示により、同日、本件法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該株式を買付けた。」

(4) 子会社情報

「重要事実」=子会社に関する情報(金商法 166 条 2 項 8 号)

「法人関係情報」=子会社に関する情報についての規定はない

* 「重要事実」 > 「法人関係情報」 ?

- ・「上場会社等の運営、業務または財産に関する情報」に子会社情報を含める解釈
 - 「重要事実」においてあえて子会社情報を規定していることとのバランス
 - 「重要事実」に子会社情報を規定した際に、「法人関係情報」の定義も変更すべきであった?

cf. 日本証券業協会「法人関係情報管理規程」「別表」

(5) 「法人関係情報」と「重要事実」が異なる意義

「重要事実」 < 「法人関係情報」

(疑問)

- ・「法人関係情報」の適切な管理（金商法 40 条 2 号、金商業等府令 123 条 1 項 5 号）
内部者取引を予防するため
→「重要事実」の適切な管理で足りる？
- ・「法人関係情報」利用した取引の禁止（金商法 38 条 7 号、金商業等府令 117 条 16 号）
「法人関係情報」（「重要事実」でないもの）を利用しても内部者取引規制に違反しない
→なぜ、「法人関係情報」を利用した売買が禁止されるのか？
- ・「法人関係情報」を提供した勧誘の禁止（金商法 38 条 7 号、金商業等府令 117 条 14 号）
顧客は内部者取引でない限り、取引を行っても罰せられない
→なぜ、「法人関係情報」の提供が禁止されるのか？

→法は、内部者取引より広い範囲の取引（不公正な取引）を規制しようとしているのでは？

- ・「重要事実」＝情報の非対称性は顕著（投資判断に著しい影響を与えるもの）
→会社関係者等の取引を刑事罰をもって禁圧
- ・「法人関係情報」＝情報の非対称性は、「重要事実」ほど顕著ではない
→しかし、その利用は、不公正な取引
→金融商品取引業者を対象として規制の対象に（行政処分）

・金融庁・パブリックコメントへの回答（平成 19 年 7 月 31 日）

「法人関係情報の提供による勧誘の禁止規定」について

「市場の公正性を確保する観点から、金融商品取引業者等が取り扱う有価証券関連の取引に係る行為規制として刑事罰の対象となるインサイダー取引規制よりも幅広い取引を規制対象とするものです。」

・荻野昭一「証券取引法改正を踏まえた証券取引等監視委員会の検査方針」

『商事法務』1710 号 63 頁

「情報を利用した不公正な取引は、相場操縦と並び市場の公正性阻害要因の重大な行為であり、法人関係情報の適正な管理は、インサイダー取引を始めとする情報を利用した不公正な取引に対し、証券会社自ら行うことができる最大の未然防止策であると考えられる」

3 軽微基準

「重要事実」（決定事実・発生事実）＝軽微基準の採用

「法人関係情報」＝軽微基準の定めなし（「重要事実」（包括条項）も同じ）

- ・「株式発行の決定」（発生事実）（金商法 166 条 2 項 1 号イ）

軽微基準（発行総額が 1 億円未満であると見込まれる場合）

（有価証券規制府令 49 条 1 号）

*軽微基準に該当する場合、「法人関係情報」でもなくなるのか？

- ・ 軽微基準＝「投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」
→「法人関係情報」としての規制も不要？
- ・ 公開買付けの実施・中止（法人関係情報の後半部分）には軽微基準の適用あり
（法 167 条 2 項但書きに規定する基準（軽微基準）に該当するものを除く）
→「法人関係情報」で「軽微基準」の適用を肯定

* 「重要事実」と「法人関係情報」で軽微基準は同一であるべきか？

cf. 日本証券業協会「法人関係情報管理規程」「別表」

「軽微基準等により、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます。」

II 「法人関係情報」に関する規制

1 法人関係情報を提供した勧誘の禁止

- ・ 「発行者の法人関係情報」の提供の禁止

「発行者の法人関係情報」の意義

（例）「A が B に公開買付けを行うという情報」を提供して B 株式の購入を勧誘することは許されるか？

- ・ 「A が B に公開買付けを行うという情報」＝「発行者 B の法人関係情報」とすれば
→勧誘は許されない
- ・ 「A が B に公開買付けを行うという情報」≠「発行者 B の法人関係情報」とすれば
→勧誘は許される

But

情報が「公開買付け等の実施に関する事実」（金商法 167 条 2 項）に該当すれば

- ・ 情報の提供を受けた顧客→167 条の適用
- ・ 情報の提供を行った業者→教唆・幫助犯の可能性
- ・ 167 条違反であることを知りながら取引の受託をする行為→禁止行為
（金商法 38 条 7 号、金商業等府令 117 条 13 号）

→実際に問題となるケースは考えにくい？

- ・ 平成 25 年の金商法改正
情報の伝達行為が禁止
→公開買付け等事実の伝達者として規制の対象に（167 条の 2 第 2 項）

2 法人関係情報を利用した自己売買の禁止

- ・「発行者の法人関係情報」に限定されない
- ・適用を受ける業者の範囲が限定（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）
- ・「法人関係情報」に「基づいて行うこと」が禁止
 - ・内部者取引規制＝情報を知ったときは、利用の有無にかかわらず取引が禁止（情報の利用を要件としない）
 - ・「法人関係情報」を知ったときに、一律に売買を禁止することは、過剰規制？
→「基づいて行うこと」が要件に

3 適用除外

- ・内部者取引規制の適用除外（金商法 166 条 6 項）
 - ・株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利の行使によって株券を取得する場合など
→「法人関係情報」を使った取引規制（勧誘・自己売買の規制）とは無関係
 - ・普通社債の売買（デフォルト情報でない限り、売買は制限されない）
 - ・「法人関係情報」に関する取引規制で適用除外が規定されていない
 - * 金融商品取引業者が、発行者の「法人関係情報」を提供して行う勧誘、それを利用した自己売買は禁止される？
 - ・「社債の売買」が適用除外とされている理由
 - 重要事実が社債の投資者の投資判断に影響を及ぼさない
 - ↓
 - 「顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」(法人関係情報の定義)に該当しない？
 - ↓
 - 「法人関係情報」とならない？
 - ↓
 - 社債の売買に関しては、「法人関係情報」の提供・利用はなかった？

(参考文献)

- ・川東憲治「重要事実」だけではない金商業者が注意すべき「法人関係情報」規制
『ビジネス法務』2008年10月号
- ・梅澤拓「インサイダー取引防止態勢に関する一考察」『金融法務事情』1852号
- ・小林史治＝萬澤陽子「法人関係情報」の範囲及び管理—アメリカ合衆国における法制度との比較を通じた一考察」（上下）『証券経済研究』76号・77号

以上

◎関連条文等

1 「法人関係情報」の定義（金商業等府令1条4項14号）

法163条1項に規定する上場会社等の運営、業務または財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるものならびに法27条の2第1項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限り）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう）の買集めおよび法27条の22の2第1項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限り）の実施または中止の決定（法167条2項但書きに規定する基準に該当するものを除く）に係る公表されていない情報をいう。

・「上場会社等」（金商法163条1項）

2条1項5号〔社債券〕、7号〔優先出資証券〕または9号〔株券または新株予約権証券〕に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券または取扱有価証券に該当するものその他政令で定める有価証券の発行者

・政令で定めるもの（金商令27条）

法2条1項5号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもって特定資産を取得し、当該特定資産の管理および処分により得られる金銭をもって当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの

・政令で定める有価証券（金商令27条の2）

- ・法2条1項5号、7号または9号に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されており、または店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券に該当するもの
- ・2条1項5号、7号または9号に掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、または店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券に該当するもの
- ・外国の者の発行する証券または証書のうち法2条1項5号、7号または9号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、または店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券に該当するもの
- ・外国の者の発行する証券または証書のうち法2条1項5号、7号または9号に掲げる有価証券の性質を有するものを受託証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、または店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券に該当するもの
- ・外国の者の発行する証券または証書のうち法2条1項5号、7号または9号に掲げる有価証券の性質を有するものの預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており、または店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券に該当するもの

2 「法人関係情報」に関する規制

a. 法人関係情報の適切な管理（金商法 40 条柱書き）

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

- ・ 次の各号のいずれかに該当すること（金商法 40 条 2 号）
 - 前各号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、または投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること
- ・ 内閣府令で定める状況（金商業等府令 123 条 1 項 5 号）
 - その取り扱う法人関係情報に関する管理または顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じないと認められる状況

b. 法人関係情報に関する禁止行為（金商法 38 条柱書き）

金融商品取引業者等またはその役員もしくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・ 次に掲げる行為（金商法 38 条 7 号）
 - 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定めるもの
- ・ 内閣府令で定めるもの（金商業等府令 117 条 14 号）
 - 〔法人関係情報を提供した勧誘行為の禁止〕
 - 有価証券の売買その他の取引または有価証券にかかるデリバティブ取引もしくはその媒介、取次ぎもしくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為
- ・ 内閣府令で定めるもの（金商業等府令 117 条 15 号）
 - 〔プレ・ヒアリングに関連した法人関係情報の提供の禁止〕
 - 省略
- ・ 内閣府令で定めるもの（金商業等府令 117 条 16 号）
 - 〔法人関係情報に基づく自己売買の禁止〕
 - 法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等（・・・）をする行為（有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）またはその役員もしくは使用人が行うもの）に限り、取引一任契約に基づくこれらの取引をする行為を含む）

3 監督指針（金融商品取引業者等向けの監督指針）Ⅲ－２－４（３）

金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令 1 条 4 項 14 号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不正な取引の防止が求められる。

（３）法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止に係る留意事項

①役職員およびその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。

②役職員によるインサイダー取引等の不正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。

③法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行う、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。

（４）監督手法・対応

公益または投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金商法 52 条 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出を含め、必要な対応を検討するものとする。

4 内部者取引規制（会社関係者による）

a. 会社関係者等の禁止行為（金商法 166 条 1 項）

次の各号に掲げる者（「会社関係者」）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者については、当該子会社の業務等に関する重要事実・・・）を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡もしくは譲受けまたはデリバティブ取引（以下この条において「売買等」という）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であって、当該各号に掲げる会社関係者でなくなった後 1 年以内のものについても、同様とする。

b. 重要事実（金商法 166 条 2 項）

前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（1 号、2 号、5 号および 6 号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く）をいう。

・次に掲げる事実（金商法 166 条 2 項 1 号）〔決定事実〕

当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたことまたは当該機関が当該決定（公表がされたものに限る）に係る事項を行わないことを決定したこと

・次に掲げる事項（金商法 166 条 2 項 1 号イ）

会社法 199 条 1 項に規定する株式会社の発行する株式もしくはその処分する自己株

式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ）によるものを含む）または同法 238 条 1 項 に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

- ・次に掲げる事項（金商法 166 条 2 項 4 号）〔包括条項〕
前 3 号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- ・次に掲げる事項（金商法 166 条 2 項 5 号）〔子会社情報〕〔決定事実〕
当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたことまたは当該機関が当該決定（公表されたものに限る）に係る事項を行わないことを決定したこと
- ・次に掲げる事項（金商法 166 条 2 項 8 号）〔子会社情報〕〔包括条項〕
前 3 号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c. 公表（金商法 166 条 4 項）

1 項、2 項 1 号、3 号、5 号および 7 号ならびに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る 1 項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等もしくは 2 項 1 号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定または上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等または当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の 1 項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定または当該子会社の売上高等に限る）により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことまたは当該上場会社等もしくは当該上場会社等の子会社が提出した 25 条 1 項に規定する書類（同項 11 号に掲げる書類を除く）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

- ・多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置（金商令 30 条 1 項）
法 166 条 4 項また法 167 条 4 項に規定する上場会社等もしくは当該上場会社等の子会社または公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。
 - ① 法 163 条 1 項に規定する上場会社等もしくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役もしくは執行役（・・・）もしくは当該取締役もしくは執行役から重要事実等（・・・）を公開することを委任された者または法 167 条 1 項に規定する公開買付者等（・・・）もしくは当該公開買付者等から同条 3 項 に規定する公開買付け等事実（「公開買付け等事実」）を公開することを委任された者が、当該重要事実等または当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の 2 以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等または公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

- イ 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社および当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社
 - ロ 国内において産業および経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社
 - ハ 日本放送協会および基幹放送事業者
- ② 法 163 条 1 項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（・・・）の規則で定めるところにより、重要事実等または公開買付け等事実（・・・）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等または公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。
- ③ 法 163 条 1 項に規定する上場会社等であつて次のイまたはロに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イまたはロに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。
- イ その発行する第 27 条の 2 各号に掲げる有価証券がすべて特定投資家向け有価証券である者 重要事実等
 - ロ その発行する上場株券等がすべて特定投資家向け有価証券である者 公開買付け等事実

・周知のために必要な期間（金商令 30 条 2 項）

前項 1 号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロまたはハに掲げる報道機関のうち少なくとも 2 の報道機関に対して公開した時から 12 時間とする。

d. 適用除外（金商法 166 条 6 項）

1 項および 3 項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- ・会社法 202 条 1 項 1 号に規定する権利（・・・）を有する者が当該権利を行使することにより株券（・・・）を取得する場合
- ・・・・
- ・社債券（新株予約権付社債券を除く）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く）

・内閣府令で定める場合（有価証券取引府令 58 条）

法 166 条 6 項 6 号に規定する内閣府令で定める場合は、同条 2 項に規定する重要事実のうち同項 1 号ワもしくは令 28 条 8 号に掲げる事項に係るものまたは令 28 条の 2 第 5 号もしくは 6 号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする

- ・金商法 166 条 2 項 1 号ワ
解散（合併による解散を除く）
- ・金商令 28 条 8 号
破産開始手続き、再生手続開始または更生手続開始の申立て

- ・金商令 28 条の 2 第 5 号
債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または企業担保権の実行の申立てまたは通告
- ・金商令 28 条の 2 第 6 号
手形もしくは小切手の不渡りまたは手形交換所による取引停止処分

5 内部者取引規制（公開買付者等関係者による）

a. 公開買付者等関係者の禁止行為（金商法 167 条 1 項）

次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という）であって、27 条の 2 第 1 項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限り）もしくはこれに準ずる行為として政令で定めるものまた上場株券等の 27 条 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という）をする者（以下この条において「公開買付者等」という）の公開買付け等の実施に関する事実または公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該公開買付け等の実施に関する事実または公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあっては当該公開買付け等に係る上場等株券等または上場株券等の発行者である会社の発行する株券もしくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「特定株券等」という）または当該特定株券等に係るオプションを表示する 2 条 1 項 19 号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という）に係る買付け等（特定株券等または関連株券等（以下この条において「株券等」という）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあっては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ）をしてはならない。

b. 公開買付け等の実施に関する事実・中止に関する事実（金商法 167 条 2 項）

前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実または公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたことまたは公開買付者等が当該決定（公表がされたものに限る）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

公募増資に係るインサイダー取引に関する自主規制規則等における対応

資料目次

1. 法人関係情報の管理態勢に関する点検（金融庁発出）（資料1）	・・・1
2. 法人関係情報の管理態勢に関する点検における課題及び取組みについての まとめ（12社公表ベース）（資料2）	・・・3
3. 法人関係情報の管理態勢の点検について（資料3）	・・・5
4. 法人関係情報の管理態勢の点検結果概要について（資料4）	・・・7
5. 法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱（資料5）	・・・9
6. 協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則 （資料6）	・・・13
7. 協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則新旧対照表 （資料7）	・・・15
8. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する 考え方（資料8）	・・・17
9. 法人関係情報管理規程（社内規程モデル）（資料9）	・・・21
10. 法人関係情報管理規程（社内規程モデル）新旧対照表 （資料10）	・・・29
11. 有価証券の引受け等に関する規則（資料11）	・・・35
12. 有価証券の引受け等に関する規則 新旧対照表（資料12）	・・・59
13. 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る規則改正に ついて（概要）（資料13）	・・・61

以上

法人関係情報の管理態勢に関する点検

1. 概要

大型公募増資に係る法人関係情報の管理に関する問題が相次いだことから、近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社12社に対して、法人関係情報の管理態勢に関する点検を求める。

2. 点検対象

近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社

SMBC日興証券、ゴールドマン・サックス証券、シティグループ証券、JPモルガン証券、大和証券、ドイツ証券、野村證券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、メリルリンチ日本証券、モルガン・スタンレー MUFG 証券、UBS 証券

3. 調査内容

(1) 社内組織体制

- 引受部門、法人営業部門、管理部門の体制 等

(2) 法人関係情報の管理状況

- 社内規則やチャイニーズ・ウォール(情報隔壁)の整備状況
- 管理部門によるモニタリング状況 等

(3) 上記(1)及び(2)に係る課題と取組み

4. 実施スケジュール

7月3日(火) 点検対象の証券会社に対して報告徴求命令発出

8月3日(金) 点検結果の報告期限

(以上)1

平成24年8月24日
日本証券業協会

法人関係情報の管理態勢に関する点検における課題及び 取組みについてのまとめ（12社公表ベース）

今般、金融庁から法人関係情報の管理態勢に関する点検を求められていた証券会社12社が、点検結果を公表したことから、その内容を基に各社における主な課題とその課題に対する取組みの例を以下にまとめた。

課題1. 法人関係情報の取扱いの厳格化

- (例) ① 「法人関係情報」に加え、「法人関係情報の取得を示唆する情報」も管理の対象とする。
- ② 法人関係情報の伝達を受けることができる者の範囲を絞り、情報の拡散を可能な限り制限する。

課題2. 営業部門と法人関係部門との関係見直し

- (例) ① 営業部門から法人関係部門に対する法人関係情報に絡んだ問い合わせを原則として禁止する。
- ② 営業部門が法人関係情報を不正に追及・詮索することを規制する。あるいは、営業部門と法人関係部門の接触の機会を減らすための措置を講じる。
- ③ 法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続をより厳格化する。

課題3. 営業部門における内部管理態勢の強化

- (例) ① 営業部門の業務用携帯電話に録音機能を導入するとともに、個人所有の携帯電話を業務上利用することを規制する。
- ② チャット、メールといった情報伝達ツールの利用を制限する。

課題4. 営業部門と顧客との関係見直し

- (例) ① 顧客から不当に法人関係情報の提供等を求められた場合の取扱いをルール化する。

- ② 法人関係情報の提供等を執拗に求める顧客については、取引の停止を含めた対応を行う。
- ③ 顧客に対して、「法人関係情報の取得を示唆する情報」や「いわゆる噂」を提供することについて規制する。
- ④ 接待等についてのルールを厳格化する。

課題5. 調査部門、アナリストに対する規制の見直し

- (例) ① 営業部門からアナリストへの接触について規制する。
- ② 会社(法人関係部門)として法人関係情報を保有していてもアナリストが保有していなければ、当該銘柄のアナリスト・レポートの発行を可能とする。これにより、必要以上の規制が逆に法人関係情報を推測させてしまうリスクを減らす。

課題6. 公募増資日程等の再検討

- (例)・ 公募増資において情報漏えいが疑われる場合には、発行体との間で当該公募増資の延期を含めた日程等の再検討を行う。

課題7. 会社としてのモニタリング態勢強化

- (例) ① 内部通報制度の活用促進を図る。
- ② 社内メールやEメールのモニタリング態勢を強化する。

課題8. 人事制度における見直し

- (例) ① 人事評価において倫理・コンプライアンスに関する評価を盛り込む又は重視する。
- ② 法令諸規則の違反に係る社内処分を厳格化する。

課題9. 研修、教育面における見直し

- (例) ① 法人関係情報に係る(特別)研修を実施する。
- ② 職業倫理、プリンシプル・ベースの重要性に関する研修を実施する。

以 上

日証協(自)24第68号
平成24年8月24日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会
副会長・専務理事 大久保 良夫
東京証券取引所自主規制法人
常任理事 武田 太老
株式会社大阪証券取引所
上席執行役員 川本 哲也

法人関係情報の管理態勢の点検について

去る7月17日付け「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき課題について」(日証協(自)24第46号)によりご案内しましたとおり、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の不備等により、証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案が見られています。

このような状況において、金融庁では、去る7月3日付けで、近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社12社に対して、法人関係情報の管理態勢に関する点検を求め、それを受け、当該各社においては、自社のホームページ等に点検結果を公表したところでございます。

本協会においては、証券業界の信頼性の回復、向上は会員会社が一丸となって取り組むべきであるとの問題意識のもと、今般、東京証券取引所自主規制法人及び株式会社大阪証券取引所と共同で、法人関係情報の管理態勢について会員各社に点検を実施していただくことと致しました。

つきましては、会員各社におかれましては、別紙1「点検項目」に基づき、社内点検を行い、別紙2「法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書」を、本年9月28日(金)までに協会WANの双方向機能(*)を利用し、本協会までご報告くださいますようお願い申し上げます。

点検結果報告書につきましては、金融庁及び証券取引等監視委員会にも、必要に応じて提出する場合がありますことをお含みおきください。

また、点検項目に係る点検結果については、自社の信頼性及び透明性の確保の観点から、ホームページ等にその結果を公表するなどの対応をご検討いただければ幸いです。

なお、金融庁から点検報告を求められた12社は、当該点検の対象外とします。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：本協会 自主規制企画部 (Tel : 03-3667-8470)

(*) 協会WANの双方向機能による回答の手順につきましては、次頁の「法人関係情報の管理態勢の社内点検」の報告手順をご確認ください。

「法人関係情報の管理態勢の社内点検」の報告手順

【手順】

①SI-Net認証基盤のURL (<http://ais.si-net.jsda.or.jp/noauth/>) へアクセスする。

②ユーザID、パスワードを入力してログインし、画面上部の「協会WAN」ボタンをクリックする。

※協会WANの双方向機能の利用にあたりましては、自社の協会WANのサイト管理者に協会WAN双方向提出機能に係る権限を設定していただく必要があります。なお、設定方法等の詳細は、自社の協会WANのサイト管理者にお問い合わせください。

③協会WANのメニュー「提出文書一覧」から「法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書」を選択し、添付ファイルをダウンロードする。

④報告書を作成する。

⑤協会WANのメニュー「提出文書一覧」の「法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書」から提出文書登録を選択し、上記④で作成した報告書を添付のうえ提出する。

※双方向書類を提出する場合には、双方向書類を登録した後、必ず、協会員の承認者による、「承認」が必要となります。双方向書類を登録した協会員にあっては、「提出文書一覧」をご確認の上、「未承認」の書類について、協会員の承認者による「承認」を行ってください。

⑥報告完了

資料4

法人関係情報の管理態勢の点検結果概要について

平成24年10月16日

日本証券業協会

1. はじめに

本年8月24日、本協会は東京証券取引所自主規制法人及び株式会社大阪証券取引所と共同で、会員各社（金融庁から点検報告を求められた12社を除く）に、法人関係情報の管理態勢についての点検を求めたところである。

法人関係情報の管理態勢の点検結果概要は、以下のとおりである。

2. 点検結果報告書の提出状況

報告書提出会員 53社（株式引受業務を行っている会員）

うち自社のホームページ等に点検結果報告書を掲載している会員 15社

※10月16日現在（日証協調べ）

なお、株式引受業務を行っていない会員からはその旨の報告を受けた。

3. 点検結果報告書の概要

（1）社内管理体制、法人関係情報の管理状況について

各社とも、その規模や実態に応じて、社内管理体制の整備を図り、法人関係情報の管理を行っていることが、概ね確認された。

なお、各社においては、法人関係情報の管理態勢を一層強化、向上させるため、現行の管理に加え、以下の課題及び取組みの検討や実施を行う旨の報告を受けた。

（2）法人関係情報の管理に関する課題及び取組みについて

① 法人関係情報の取扱いの厳格化

（例）・法人関係情報受領者の絞り込みを行い、情報保有者の明確化を図る。

・自社にかかる法人関係情報についても、取扱いの厳格化を図る。

② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し

（例）・営業部門から法人関係部門に対する法人関係情報に絡む問合せを禁止する。

③ 営業部門における内部管理体制の強化

（例）・外部宛送信メールの利用を制限する。

・私用携帯電話による業務上の利用を禁止する。

④ 営業部門と顧客の関係の見直し

(例)・顧客から不当に法人関係情報の提供等を求められた場合の取扱いをルール化する。

- ・法人関係情報の提供を執拗に求める顧客については、取引停止を含めた対応を行う。

⑤ 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し

(例)・アナリストをイン（情報保有）登録した場合のみ、アナリスト・レポートの発行を不可とする。

⑥ 社内のモニタリング体制の強化

(例)・通話記録、社内メール、E-メールのモニタリングによる監視を強化する。

- ・内部通報制度の利用促進を図る。
- ・社内監査をより深度ある監査とする。

⑦ その他

(例)・研修内容を充実させて、役職員の倫理観のより一層の向上を図る。

- ・経営トップにより職業倫理の重要性を徹底させる。
- ・コンプライアンスを重視した人事考課の見直しを行う。
- ・役職員から法令諸規則等遵守に関する「誓約書」を徴求する。

以 上

平成 24 年 12 月 18 日

日本証券業協会

本年 10 月 16 日の自主規制会議において、「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」が取りまとめられ、法人関係情報の管理態勢に係る対応として、法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等に関する事項について検討することとされた。

この対応方針に基づき、自主規制会議の下部ワーキング・グループである「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、本年 11 月から具体的な検討を行っているところである。

今般、当該ワーキング・グループにおけるこれまでの検討状況等を踏まえ、下記のとおり、法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱を取りまとめた。

なお、法人関係情報の管理態勢に係る整備については、本対応要綱に基づき、引き続き、自主規制会議及びワーキング・グループ等において検討を進めることとする。

記

1. 基本方針

協会における法人関係情報の管理態勢に関する自主規制規則としては、既に「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「法人関係情報規則」という。）が制定されており、協会員に対し、法人関係情報に関し社内規則の制定等により、管理態勢の整備を求めているところである。

その状況については、今般の事案を受け、会員向けに実施した法人関係情報の管理態勢の自主点検の結果において、各社とも、その規模や実態に応じて、社内管理態勢の整備を図り、法人関係情報の管理を行っていることが、概ね確認された。

また、会員各社の自主点検において課題として報告された内容については、法人関係情報規則において規定されている事項に概ね含まれており、各社の課題に対する本協会の対応としては、何より協会員が法人関係情報規則をより適切に運用することができるような管理態勢の整備を促すことが肝要であることが確認された。

このような状況を踏まえると、法人関係情報規則のより適切な運用に資するため、今般の事案を踏まえ、協会員の業態や規模に応じて、法人関係情報管理において留意すべき事項や協会員が社内規則において定めるべき事項について、具体的な例を示すことが有効であると考えられる。

については、法人関係情報の管理態勢の整備に係る基本方針としては、法人関係情報規則において、本協会が法人関係情報規則の運用に関する考え方（「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方（以下「法人関係情報規則の考え方」という。)) を定める旨を規定し、「法人関係情報規則の考え方」において、法人関係情報規則の運用上の留意事項などについて、具体的な例を示すことが適当であると考えられる。

2. 対応の概要

対応方針	対応要綱（検討状況）
<p>1. 法人関係情報の取扱いの厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報（以下「示唆情報」という。）や他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報の伝達・利用に関する規制について 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の考え方」において、法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報や他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「関連情報」という。）の具体例を示すとともに、不公正取引を防止するため、法人関係情報及び関連情報を不正に伝達・利用することを禁止するなど、社内規則に定めるべき事項を例示する方向で検討を行っている。
<p>2. 営業部門と法人関係部門の関係の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などを規制することについて 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の考え方」において、営業部門の者が法人関係部門又は管理部門に対して行う、法人関係情報や関連情報の不正な追求、詮索に該当すると考えられる行為を禁止するなど、社内規則に定めるべき事項を例示する方向で検討を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手續の厳格化について 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の考え方」において、業務上必要な場合を除いて、営業部門に法人関係情報を伝達することを禁止するなど、社内規則に定めるべき事項を例示するとともに、法人関係情報を伝達する際の管理部門における具体的な社内手續を例示する方向で検討を行っている。
<p>3. 営業部門における内部管理態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の考え方」において、法人関係部門以外の部門における情報管理の徹底及びモニタリング態勢の整備に係る具体的な取組みを例示する方向で検討を行っている。

対応方針	対応要綱（検討状況）
<p>4. 営業部門と顧客の関係の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客から不当な（あるいは執拗な）情報要求があった場合の対応について 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の考え方」において、顧客から不当な情報提供の要求があった場合の対応を、社内規則に定めるべき事項として例示する方向で検討を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて 	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 法人関係情報の取扱いの厳格化」を参照
<p>5. 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の考え方」において、調査部門及びアナリストに対して、法人関係情報及び関連情報を詮索する行為並びにそれに対して調査部門及びアナリストが回答する行為を禁止するなど、社内規則に定めるべき事項について例示する方向で検討を行っている。 アナリスト・レポートの作成、公表を自社において制限する、いわゆるブラックアウトの運用が公募増資等を推知させる結果となっているとの指摘があることから、ブラックアウトのあり方について、運用の統一やそれに伴う関係規則改正の可否等について検討を行っていく。
<p>6. 社内のモニタリング態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的なモニタリング態勢の構築について 法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた随時の検査を行うことについて 	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報の管理態勢の充実を図るため、「法人関係情報規則」において「定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない」旨を規定する。 「規則の考え方」において、自店検査や日常的なモニタリングを行う態勢を構築することなど、社内規則に定めるべき事項を例示する方向で検討を行っている。 また、自店検査や日常的なモニタリングの内容として、書類の保管状況、アクセス制限の設定状況、通話録音、電子メール等のチェックなど、具体例を示す方向で検討を行っている。

対応方針	対応要綱（検討状況）
<p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募増資公表前において株価の大幅な下落が認められる場合の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社が公募増資に関する公表を行う前において、当該発行会社の株価に大幅な下落が認められる場合、主幹事会員は、その要因の分析に努め、発行会社に対して情報提供するとともに、公募増資の日程等について協議を行う、との方向で検討を行っている。 <p>（注）現行の引受規則において、株価等の動向等を厳正に引受審査することとしている（引受規則 17 条 1 項 1 号ホ、同細則 10 条 1 項 5 号）。¹</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公募増資に関する情報を利用したインサイダー取引又は公募増資に関する情報の漏えいが判明した場合の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社が公募増資に関する公表を行う前において、主幹事会員の役職員による当該公募増資に関する情報の漏えいが判明した場合、当該主幹事会員は、発行会社に対して事実関係を報告するとともに、当該引受けを行ってはならない、との方向で検討を行っている。 ・発行会社が公募増資に関する公表を行う前において、当該公募増資に関する情報を利用したインサイダー取引（発行会社の役員によるインサイダー取引及び主幹事会員の役職員から公募増資情報が伝達されたインサイダー取引を除く。）が判明した場合、発行会社に対して事実関係を報告するとともに、公募増資の日程等について協議を行う、との方向で検討を行っている。 <p>（注）現行の引受規則において、発行会社の役員が、未公表の公募増資情報を利用したインサイダー取引を行ったことが判明した場合には、引受けを行ってはならないこととしている（引受規則 34 条 1 項）。</p>

以 上

¹ また、過去の株価等を発表資料で公表（可能な範囲で有価証券届出書にも記載）するよう、発行会社に要請することとしている（引受規則 22 条 1 項、23 条）。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則（平22. 4. 20）

（目 的）

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

（法人関係情報の管理部門の明確化）

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

（社内規則の制定）

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

（法人関係情報を取得した際の手続）

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

(法人関係情報の管理)

- 第 6 条** 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。
- 2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。
- 3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

- 第 7 条** 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。

(規則の考え方)

- 第 8 条** 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方』において定めるものとする。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平 25. 4. 16)

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 7 条を改正。
- (2) 第 8 条を新設。

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>(管理態勢の充実)</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</u></p> <p>(規則の考え方)</p> <p>第8条 <u>本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方</u>において定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(管理態勢の充実)</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的に検査を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方

自主規制規則 (目的)	自主規制規則の考え方
<p>第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 ・なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることがなく、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等に規定する必要があるが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等においても、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同一である。 ・自社又は「財務諸表等の用語、格式及び作成方法に関する規則」第 8 条に規定する親会社、子会社、関連会社若しくは関係会社のある会社（以下あわせて「自社等」という。）が金融商品取引所に上場している協会員においては、自社等に関する法人関係情報も規則の対象となることに留意する。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、特定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。 ・法人関係情報を取得している協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下「示唆情報等」という。）に関しても、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 法人関係情報を取得していることを示唆する情報（示唆情報） <ul style="list-style-type: none"> …例えば、増資条件が存在することを直接的にほめかつ場合に限らず、管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報等も示唆情報等となり得ると考えられる。 ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 <ul style="list-style-type: none"> …例えば、法人関係情報を取得している場合において、銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合における当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。 <p>※以下、「規則の考え方」において、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と示唆情報等をあわせて「関連情報」という。</p> <p>※市場における噂や新聞記事それ自体のみを伝達する際、伝達者が当該噂や新聞記事に係る情報に関する法人関係情報又は示唆情報等を取得していない場合は、当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。</p> <p>※「示唆情報」、「示唆情報等」、「関連情報」の用語は、協会員において法人関係情報の管理態勢等を整備するに当たり必要と考えられる概念を示すものであり、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を用いる必要はない。また、上記に示した各種情報について、例えば、「法人関係情報等」として一括して管理することを妨げるものではない。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門(法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者)をいう。</p> <p>3 法人関係部門 主として業務(金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。)を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。</p>	<p>・ 協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ 営業部門(業務のうち、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門)</p> <p>ロ トレーディング部門(業務のうち、主として自己取引又は委託取引の執行を行う部門)</p> <p>ハ 調査部門(「アナリスト・レポート」の取扱い等に関する規則」第2条第4号に規定する調査部門*)</p> <p>※アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。</p> <p>・ 協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</p>
<p>(法人関係情報の管理部門の明確化)</p> <p>第3条 協会員は、管理部門を定めなければならない。</p>	<p>・ 規則において管理部門とは、コンプライアンス部門全般を指すのではなく、法人関係情報の統括管理を行う部署を指すことに留意する。(規則第2条第2号参照)</p>
<p>(社内規則の制定)</p> <p>第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不正取引が行われないうち、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p>	<p>・ 規則第4条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第4条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。</p>
<p>1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項</p>	<p>・ 法人関係情報を取得した際の手続としては、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。</p> <p>イ 取得者(役員・職員の場合それぞれ)が報告する事項(取得日時、情報の提供元等)</p> <p>ロ 取得者が報告すべき相手(管理部門の長、部長等)</p> <p>ハ 取得者が報告する方法(社内システム、報告文書等)</p> <p>ニ 報告を受けた者が行うべき行動(更なる上位者への報告、取得者への指示等)</p>
<p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p>	<p>・ 取得した情報の管理手続としては、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会員の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。</p> <p>・ このとき、法人関係部門における管理、管理部門における管理又は他の部門における管理の手法や方法が異なる場合は、必要に応じて、それぞれについて規定することが考えられる。</p>
<p>3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項</p>	<p>・ 管理部門の明確化とは、協会員において法人関係情報の管理を誰が責任をもって行っているかを周知、徹底することを指し、できる限り具体的に担当部署又は役職者を指定することが考えられる。例えば、内部管理全般を管理する部署(例、コンプライアンス部)のうち、特定のセクション(例、法人関係情報管理課)がその任に当たる場合は、その部署又は役職者(例、法人関係情報管理課長)を指定することなどが考えられる。</p> <p>・ 管理部門における情報の管理手続は、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項に準じて規定することが考えられる。</p>
<p>4 法人関係情報の伝達手続に関する事項</p>	<p>・ 不正取引を防止する観点から、法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続(例、管理部門の承認等)に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられる。このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人関係情報の消滅としては、例えば、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合 ロ 発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合 ・将来法人関係情報となる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合においては協会員が規定する)を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することが考えられる。 ・発行体等から法人関係情報及び将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。 ・法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の消滅又は抹消手続としては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該情報の消滅を知った場合の報告方法 (社内システム、報告文書等) ロ 管理部門における当該情報の抹消方法 ハ 当該情報の登録内容の見直し (一部抹消等)
<p>6 禁止行為に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨 ロ 規則第2条第1項に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨 ハ 管理部門又は法人関係部門以外の部門の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報 (対象とする関連情報の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下、本号において同じ。) について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨、及び管理部門又は法人関係部門の者は、当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨 ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報の有無を詮索する行為 (社内の規則や業務フロー等に応じてどのような行為が該当するかを規定する) をしてはならない旨、及びアナリストは、当該詮索に対し回答してはならない旨 ホ 法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己の取引 (トレーディング) を行ってはならない旨 ヘ 役員は、法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己投資を行ってはならない旨 ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨 ※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、協会員の業態、社内組織、規模等に依り、例えば、法人関係部門内の情報伝達の場合やM&A業務における社外との関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。 ※上記イ、ロには、法人関係情報又は関連情報を市場における噂や新聞記事として伝達する場合を含む。 ・その他の事項としては、協会員の業態、社内組織、規模等に依り、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 調査部門 (又はアナリスト) に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続 ロ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について
<p>7 その他協会員が必要と認める事項</p> <p>(法人関係情報を取得した際の手続)</p> <p>第5条 協会員は、法人関係情報を取得した従業員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告すると法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第1項に関する「規則の考え方」を参照。

自主規制規則の考え方	
(法人関係情報の管理)	
第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理する物理的な隔離方法としては、法人関係部門については、法人関係情報の取得の頻度を勘案し、例えば、レイアウト、施設管理等を考慮することが考えられる。
2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から物理的に隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報が記載された書類等の管理方法としては、協会員の法人関係部門の設置場所、レイアウトや法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、適切な管理方法を定めることが考えられる。
3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報が記載された電子ファイル等の管理については、協会員の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法等を定めることが考えられる。
(管理態勢の充実)	
第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 検査等を担当する部署が行う定期的な又は随時の検査等 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う定期的な点検（いわゆる「自店検査」等） 検査等を担当する部署が行う定期的な検査等のサイクルは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、設定することが考えられる。 例えば、検査等のサイクルが一定期間以上（協会員の規模等に応じて、例えば1年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的な点検等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。 自店検査や日常的な点検としては、例えば、法人関係部門の管理者等が、規則第 6 条で規定する法人関係情報の管理について、「規則の考え方」に沿った適切なものとなつているかについて、協会員の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管、アクセス権限の設定、通話録音及び電子メール等について、随時ステップ別調査を行うこと等が考えられる。 管理部門及び法人関係部門以外において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門等におけるモニタリングの考え方に準じた対応を行うことが考えられる。
(規則の考え方)	
第 8 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方において定めるものとする。	

法人関係情報管理規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、当社の役職員が業務上取得する法人関係情報に関して、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不公正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 法人関係情報（別表）
金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。
- 2 高蓋然性情報
現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報をいう。
- 3 示唆情報等
当社が法人関係情報を取得している場合、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報をいう。
- 4 法人関係部門
主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。
- 5 特定有価証券等
金融商品取引法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。

(法令諸規則の遵守)

第 3 条 役職員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

(上場会社等の役職員への助言)

第 4 条 役職員は、日常接触する上場会社等の役職員に対し、関係法令等の遵守について助言を行うものとする。

第 2 章 法人関係情報の管理

(法人関係情報等の管理部門)

第 5 条 当社において、法人関係情報及び高蓋然性情報（以下、あわせて「法人関係情報等」という。）は、〇〇部が統括して管理する。

(法人関係情報等取得時等の取扱い)

- 第 6 条 役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、直ちに、所定の様式により〇〇部に報告しなければならない。
- 2 法人関係部門に所属する役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、前項に規定する報告に加え、直ちに、所定の様式により部店長にも報告しなければならない。
 - 3 第 1 項又は第 2 項の規定により報告を受けた〇〇部又は部店長は、すみやかに当該役職員に対し当該法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。
 - 4 役職員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当

該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに〇〇部（法人関係部門に所属する役職員にあっては、〇〇部及び部店長）に報告しなければならない。

（上場会社等への公表要請）

第 7 条 当社は、法人関係情報の公開を必要と認めるときは、当該上場会社等及び上場会社等の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。

（法人関係情報等の管理）

第 8 条 役職員は、法人関係情報等が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 役職員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

（投資情報資料の審査）

第 9 条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しようとするときは、〇〇部において、法人関係情報等の有無等について審査するものとする。

（投資情報資料の同時公開）

第 10 条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。

※ 協会員において、投資情報資料を作成しない場合にあっては、第 9 条及び第 10 条を削除して差し支えないと考えられます。

（法人関係情報等及び示唆情報等の伝達）

第 11 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達することが必要な役職員については、以下の各号に定める場合に限り、当該情報の伝達を行うことができる。

1 役職員が、事前に〇〇部の責任者の承認を得て伝達する場合

2 法人関係部門に所属する役職員が、〇〇部の責任者が認めたあらかじめ定められた所定の手続きにより伝達する場合

3 前項については、業務上、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達することが必要な役職員に限り、行うことができる。

（法人関係情報等の抹消等）

第 12 条 法人関係情報等を取得した〇〇部は、管理している法人関係情報等が公表等されていないか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。

2 〇〇部は、法人関係情報等について、発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、当該情報を抹消することができる。

3 〇〇部は、高蓋然性情報について、△ヵ月（△年）以上経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することができる。

4 〇〇部は、法人関係情報等の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行う。

第 3 章 禁止行為

（法人関係情報等及び示唆情報等の照会及び回答の禁止）

第 13 条 役職員は、法人関係部門又は〇〇部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について

不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

- 2 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。
- 3 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、第1項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに部長及び〇〇部に報告しなければならない。

(法人関係情報等及び示唆情報等に基づいたを利用した自己売買の禁止)

第14条 当社は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買を行わないものとする。

(法人関係情報等及び示唆情報等を材料とした勧誘の禁止)

第15条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等を材料として有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。

(法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた役職員の自己投資の禁止)

第16条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等及び示唆情報等に係る有価証券の売買その他の取引等（当該有価証券の売買その他の取引等有価証券の売買である場合にあっては、オプション（オプションと類似の権利であって、外国市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第28条第8項第3号ハ(1)と類似の取引にかかるものを含む。）が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）を行ってはならない。

※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられます。

(法人関係部門に所属する役職員の自己投資の制限)

第17条 法人関係部門に所属する役職員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等（普通社債を除く。）について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条に規定するものを除く。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により、部長を通じて〇〇部の責任者（役員にあっては内部管理統括責任者）の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 〇〇部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。
- 3 〇〇部は、法人関係部門に所属する役職員が第1項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等及び示唆情報等の有無を調査するものとする。
- 4 法人関係部門に所属する役職員は、第1項ただし書の規定により買い付けた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して1年以内に売却をしてはならない。

※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられます。

第4章 その他

(指示等)

第18条 〇〇部は、法人関係情報等に係る銘柄等について必要と認めるときは、銘柄を指定して各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。

- ① 自己売買を原則として禁止すること。
 - ② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。
 - ③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。
- 2 〇〇部は、上場会社等の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報等を取得し又は報告を

受けたときは、当該自己株取得の終了が開示されるまでの間、当該法人関係情報等を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。

(顧客からの不当な情報提供要求)

第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関して顧客から不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。

2 役職員は前項の要求があった場合には、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。

3 〇〇部は、前項の報告を受けた場合には、当該報告における銘柄及び顧客に係る売買状況を審査し、不正な取引が行われないよう必要な措置を講じるものとする。

付 則 (平 25. 6.10)

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

上場会社等及び子会社の運営、業務、財産に係る重要な情報等

I. 上場会社等に係る重要情報

1. 決定事実

(1) 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式若しくは新株予約権の売出し

(注) ここでいう「募集」とは、金融商品取引法における「募集」の定義とは異なり、金融商品取引法上の「私募」を含む。

(2) (1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取り下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始

(3) 資本金の額の減少

(4) 資本準備金又は利益準備金の額の減少

(5) 自己株式の取得

(6) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

(7) 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合

(8) 剰余金の配当

(9) 株式交換

(10) 株式移転

(11) 合併

(12) 会社の分割

(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

(14) 解散（合併による解散を除く。）

(15) 新製品又は新技術の企業化

(16) 業務上の提携又は解消

(17) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項

(18) 固定資産の譲渡又は取得

(19) 事業の全部又は一部の休廃止

(20) 上場廃止の申請

(21) 破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立て

(22) 新事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。（以下同じ。））

(23) 防戦買いの要請

(24) 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出

(25) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定調停手続による調停の申立て

(26) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の召集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に関する権利に係る重要な事項

(27) 普通出資の総口数の増加に伴う事項

(28) 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること

2. 発生事実

(1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

(2) 主要株主の異動

(3) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

- (4) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (6) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (7) 親会社の異動
- (8) 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (9) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (10) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (11) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと
- (12) 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (13) 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
- (14) 資源の発見
- (15) 株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
- (16) 社債に係る期限の利益の喪失
- (17) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- (18) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと
- (19) 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと
- (20) 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと

3. 決算情報

- (1) 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正
- (2) 当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

II. 上場会社等の子会社に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 株式交換
- (2) 株式移転
- (3) 合併
- (4) 会社の分割
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (6) 解散（合併による解散を除く。）
- (7) 新製品又は新技術の企業化
- (8) 業務上の提携又は解消
- (9) 孫会社（取引規制府令第 54 条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (10) 固定資産の譲渡又は取得
- (11) 事業の全部又は一部の休廃止
- (12) 破産手続開始等の申立て
- (13) 新事業の開始
- (14) 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
- (15) 剰余金の配当（子会社連動株式を発行する場合における配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る。）
- (16) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (3) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (4) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- (6) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (7) 孫会社に係る破産の申立て等
- (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと
- (9) 主要取引先との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (10) 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
- (11) 資源の発見

3. 決算情報（当該子会社が上場会社等及び連動子会社に該当する場合に限る。）

売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

III. 公開買付けに関する情報

- (1) 金商法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び同法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定

※ 当該事例は、金商法第 166 条に規定される重要事実及び金融商品取引所において定める適時開示規則から上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる可能性のある項目を抜粋したものです。当該項目に該当する事象であっても、軽微基準等により、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます。また、ここに記載されていない項目であっても、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のある事象もあると考えられます。

【法人関係情報管理規程（社内規程モデル）新旧対照表】

新	備 考	旧
<p>法人関係情報管理規程</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、当社の役員が業務上取得する法人関係情報に関し、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。</p>	<p>*本モデルは、協会の法人関係情報の管理態勢に関し、社内規則として規定することが考えられる内容について、網羅的かつ包括的に記載したものであり、協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じ、本モデルに示すすべての項目について、必ずしも社内規則に規定する必要はありませんが、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規程』に関する考え方の趣旨を踏まえ、社内規則を規定する必要があります。</p>	<p>法人関係情報管理規程</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、当社の役員が取得する法人関係情報に関し、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。</p>
<p>(定 義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人関係情報（別表） 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報という。 2 高蓋然性情報 現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報をいう。 3 示唆情報等 当社が法人関係情報を取得している場合、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まつて法人関係情報となり得る情報をいう。 4 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。 5 特定有価証券等 金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。 <p>(法令規程の遵守)</p> <p>第3条 役員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取</p>	<p>*第1号「法人関係情報」に加え、第2号「高蓋然性情報」及び第3号「示唆情報等」について、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、規定することが考えられます。また、第1号の「法人関係情報」について、第2号の「高蓋然性情報」の定義を包含するものとして定義することも考えられます。（第3条以降においては、第1号から第3号をそれぞれ規定した社内規程モデルとしています。）</p> <p>なお、第2条に定義として加えず、報告、伝達、管理に関する各条において対象となる情報として、「高蓋然性情報」又は「示唆情報等」について定義し、規定することも考えられます。</p> <p>*法人関係部門以外にも、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために必要と考えられる部門について、自社の業態、社内組織、規模等に応じて規定することが考えられます。</p>	<p>(定 義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人関係情報（別表） 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報という。 (新 設) 2 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。 (新 設) 3 特定有価証券等 金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。 <p>(法令規程の遵守)</p> <p>第3条 役員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取</p>

新	備 考	旧
<p>引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。</p> <p>(上場会社等の役員への助言)</p> <p>第 4 条 役員は、日常接触する上場会社等の役員に対し、関係法令等の遵守について助言を行うものとする。</p>		<p>引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。</p> <p>(上場会社等の役員への助言)</p> <p>第 4 条 役員は、日常接触する上場会社等の役員に対し、関係法令等の遵守について助言を行うものとする。</p>
<p>第 2 章 法人関係情報の管理</p> <p>(法人関係情報の管理部門)</p> <p>第 5 条 当社において、法人関係情報及び高蓋然性情報（以下、あわせて「法人関係情報等」という。）は、〇〇部が統括して管理する。</p>	<p>* 法人関係情報を高蓋然性情報の定義も包含するものとして定義付けた場合には、「法人関係情報は、〇〇部が統括して管理する。」旨、社内規則に規定することが考えられます。第 6 条以降についても同様です。</p>	<p>第 2 章 法人関係情報の管理</p> <p>(法人関係情報の管理部門)</p> <p>第 5 条 当社において、法人関係情報は、〇〇部が統括して管理する。</p>
<p>(法人関係情報の取得時の取扱い)</p> <p>第 6 条 役員は、その業務に関して 法人関係情報等 を取得したときは、直ちに、所定の様式により 〇〇部 に報告しなければならない。</p> <p>2 法人関係部門に所属する役員は、その業務に関して 法人関係情報等 を取得したときは、前項 に規定する報告に加え、直ちに、所定の様式により、部店長にも報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項又は第 2 項の規定により報告を受けた 〇〇部又は部店長は、すみやかに当該役員に対して当該 法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。</p> <p>4 役員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに 〇〇部 (法人関係部門) に所属する役員に対しては、〇〇部及び部店長) に報告しなければならない。</p>	<p>* 当該条文は、次のような規定も考えられます。</p> <p>(法人関係情報の取得時の取扱い)</p> <p>第 6 条 役員は、法人関係情報等 を取得したときは、直ちに、所定の様式により 部店長及び 〇〇部 に報告しなければならない。</p> <p>2 みやかに当該役員に対して当該法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。</p> <p>3 役員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに 〇〇部及び部店長に報告しなければならない。</p> <p>* 自社の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、取得者が報告する事項（情報の内容、取得日時、情報の提供元等）、報告すべき相手（情報部門の長、部店長等）、報告する方法（社内システム、報告文書等）、及び報告を受けた者が行うべき行動（更なる上位者への報告、取得者への指示等）を社内規程に規定することも考えられます。</p>	<p>(法人関係情報の取得時の取扱い)</p> <p>第 6 条 役員は、その業務に関して 法人関係情報 を取得したときは、直ちに、〇〇部に報告しなければならない。</p> <p>2 法人関係部門に所属する役員は、その業務に関して 法人関係情報 を取得したときは、前項 のほか、直ちに、部店長にも報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項又は第 2 項の規定により報告を受けた 〇〇部又は部店長は、すみやかに当該役員に対して当該 法人関係情報の管理等について必要な指示を与えるものとする。</p> <p>（新 設）</p> <p>※ 次のような規定も考えられます。</p> <p>(法人関係情報の取得時の取扱い)</p> <p>第 6 条 役員は、その業務に関して 法人関係情報 を取得したときは、直ちに、部店長及び 〇〇部 に報告しなければならない。</p> <p>2 第 1 項の規定により報告を受けた部店長又は 〇〇部 は、すみやかに当該役員に対して当該法人関係情報の管理等について必要な指示を与えるものとする。</p>
<p>(上場会社等への公表要請)</p> <p>第 7 条 当社は、法人関係情報の公開を必要と認めるときは、当該上場会社等及び上場会社等の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。</p>		<p>(上場会社等への公表要請)</p> <p>第 7 条 当社は、法人関係情報の公開を必要と認めるときは、当該上場会社等及び上場会社等の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。</p>
<p>(法人関係情報の管理)</p> <p>（ 削 る ）</p>		<p>(法人関係情報の管理)</p> <p>第 8 条 役員は、その業務に関して法人関係情報を取得したときは、厳重にそれを管理しなければならない。</p>

新	備 考	旧
<p>第 8 条 役員は、法人関係情報等が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該法人関係情報等が業務上必要な部門に伝わらないよう管理しなければならぬ。</p> <p>2 役員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上必要な部門に伝わらないよう管理しなければならぬ。</p>	<p>* 自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、施設管理等を考慮することが考えられます。</p> <p>* 自社の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法を社内規程に規定することも考えられます。</p>	<p>2 役員は、法人関係情報等が記載された書類及び法人関係情報等が業務上必要な部門に伝わらないよう管理する等、当該法人関係情報等が業務上必要な部門に伝わらないよう管理しなければならぬ。</p> <p>3 役員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上必要な部門に伝わらないよう管理しなければならぬ。</p>
<p>(投資情報資料の審査)</p> <p>第 9 条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しうとするときは、〇〇部において、法人関係情報等の有無等について審査するものとする。</p> <p>(削 る)</p>	<p>* 本条に規定する審査の結果、配付不可とする旨を当該投資情報資料の作成者に伝達する場合の当該情報も示唆情報等になり得ると考えられます。</p> <p>* 自社において、投資情報資料を作成しない場合にあっては、第9条及び第10条を削除して差し支えないと考えられます。</p>	<p>(投資情報資料の審査)</p> <p>第 9 条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しうとするときは、作成担当部署において、法人関係情報等の有無等について審査するものとする。</p> <p>2 前項の審査には、〇〇部の担当者参加させるものとする。</p>
<p>(投資情報資料の同時公開)</p> <p>第 10 条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。</p>	<p>* 不正取引を防止する観点から、法人関係情報等及び示唆情報等は、必要な場合において所定の手続（例、〇〇部の責任者の承認等）に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられます。このような点に留意して、法人関係情報等及び示唆情報等の伝達手続について、社内規程に規定することも考えられます。</p> <p>* 示唆情報等を取得したアナリストについての規制を社内規程に規定することも考えられます</p>	<p>(投資情報資料の同時公開)</p> <p>第 10 条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。</p> <p>※ 協会員において、投資情報資料を作成しない場合であっても、第9条及び第10条を削除して差し支えないと考えられます。</p>
<p>(法人関係情報等及び示唆情報等の伝達)</p> <p>第 11 条 役員は、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達することが必要な役員については、以下の各号に定める場合に限り、当該情報の伝達を行うことができる。</p> <p>1 役員が、事前に〇〇部の責任者の承認を得て伝達する場合</p> <p>2 法人関係部門に所属する役員が、〇〇部の責任者が認められたあらかじめ定められた所定の手続きにより伝達する場合</p> <p>3 前項については、業務上、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達することが必要な役員に限り、行うことができる。</p> <p>(削 る)</p>	<p>* 不正取引を防止する観点から、法人関係情報等及び示唆情報等は、必要な場合において所定の手続（例、〇〇部の責任者の承認等）に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられます。このような点に留意して、法人関係情報等及び示唆情報等の伝達手続について、社内規程に規定することも考えられます。</p> <p>* 示唆情報等を取得したアナリストについての規制を社内規程に規定することも考えられます</p>	<p>(法人関係情報等の伝達)</p> <p>第 11 条 役員は、〇〇部の責任者が認めるときを除き、法人関係情報等を第三者に伝達してはならない。</p> <p>2 役員は、法人関係情報等を伝達する必要がある場合には、必ず事前に〇〇部の責任者の承認を得なければならぬ。</p> <p>3 〇〇部の責任者に所属する役員は、前項の規定によらず、〇〇部の責任者が認められたあらかじめ定められた所定の手続きにより、法人関係情報等を伝達することができる。</p> <p>4 第2項、第3項については、業務上、法人関係情報等を伝達することが必要な役員に限り、行うことができる。</p>

新	備 考	旧
<p>(法人関係情報等の抹消等) 第 12 条 法人関係情報等を取得した〇〇部は、管理している法人関係情報等が公表されていないか、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならぬ。 2 〇〇部は、法人関係情報等について、発行者等が当該情報について開示書類等により公表した場合及び発行者等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、当該情報を抹消することができる。 3 〇〇部は、高蓋然性情報について、△カ月(△年)以上経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進捗がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することができる。 4 〇〇部は、法人関係情報等の登録内容について適宜の見直し(一部抹消等)を行う。</p>	<p>*当該条文は、管理部門における部内規程に規定することも考えられます。 *第2項の△カ月(△年)の期間については、各社において適切と考えられる期間を規定することが考えられます。</p>	<p>(法人関係情報の管理の解除) 第 12 条 法人関係情報 を取得した 役員及び〇〇部は、管理している 法人関係情報 が公表等されていないか等、情報を管理を解除する状態 にないかを定期的に確認しなければならぬ。 2 〇〇部は、法人関係情報として管理していた情報が公表された場合、又は法人関係情報に該当しないことが判明した場合には、当該情報を管理対象から除外するものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第 3 章 禁 止 行 為 (法人関係情報等及び示唆情報等の開示及び回答の禁止) 第 13 条 役員は、法人関係部門又は〇〇部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。 2 法人関係部門又は〇〇部の役員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。 3 法人関係部門又は〇〇部の役員は、第 1 項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに都店長及び〇〇部に報告しなければならない。</p>	<p>*禁止行為については、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、必要な事項について規定することも考えられます。 * 調査部門 (アナリスト・レポートの作成を行う部門をいう。) を有している協会員にあっては、調査部門に対する詮索について、本社内規程又はアナリスト・レポートに関する社内規程等において、次のような規定を置くことが考えられます。 1 役員は、調査部門の役員に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。 2 調査部門の役員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。 3 調査部門の役員は、第 1 項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに調査部門の長及び〇〇部に報告しなければならない。</p>	<p>第 3 章 禁 止 行 為 (新 設)</p>
<p>(法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた 自己売買の禁止) 第 14 条 当社は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買を行わないものとする。 (法人関係情報等及び示唆情報等を材料とした 勧誘の禁止) 第 15 条 役員は、法人関係情報等及び示唆情報等を材料として、有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。</p>		<p>(法人関係情報を利用した 自己売買の禁止) 第 13 条 当社は、法人関係情報を利用して 自己売買を行わないものとする。 (法人関係情報を提供した 勧誘の禁止) 第 14 条 役員は、法人関係情報を提供して 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。</p>

新	備 考	旧
<p>(法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた従業員の自己投資の禁止)</p> <p>第16条 従業員は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等及び示唆情報等に係る有価証券の売買その他の取引等（当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券である場合は、オプション（オプションと類似の権利）であって、外国市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第28条第8項第3号ハ(1)と類似の取引にかかるとするものを除く。）が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）を行ってはならない。</p>	<p>*当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に関する規則」に基づき社内規程に規定することと考えられます。</p>	<p>(法人関係情報等に基づいた従業員の自己売買の禁止)</p> <p>第15条 従業員は、法人関係情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等に係る有価証券の売買その他の取引等（当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券の売買である場合は、オプション（オプションと類似の権利）であって、外国市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第28条第8項第3号ハ(1)と類似の取引にかかるとするものを除く。）が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）を行ってはならない。</p> <p>※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に関する規則」に基づき社内規程に記載することと考えられます。</p>
<p>(法人関係部門に所属する従業員の自己投資の制限)</p> <p>第17条 法人関係部門に所属する従業員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等（普通社債を除く。）について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって、自己の責任者（役員）の承認を受けた場合は、この限りではない。）として有価証券の取引等の規制に関する内閣府令「(以下「取引規制府令」という。)第59条に規定するものを除く。）として、自己の責任者（役員）の承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>2 ○○部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。</p> <p>3 ○○部は、法人関係部門に所属する従業員が第1項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等及び示唆情報等の有無を調査するものとする。</p> <p>4 法人関係部門に所属する従業員は、第1項ただし書の規定により買付けられた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して1年以内に売却をしてはならない。</p>	<p>*当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に関する規則」に基づき社内規程に規定することと考えられます。</p>	<p>(法人関係部門に所属する従業員の自己売買の制限)</p> <p>第16条 法人関係部門に所属する従業員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等（普通社債を除く。）について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって、自己の責任者（役員）の承認を受けた場合は、この限りではない。）として有価証券の取引等の規制に関する内閣府令「(以下「取引規制府令」という。)第59条に規定するものを除く。）として、自己の責任者（役員）の承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>2 ○○部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。</p> <p>3 ○○部は、法人関係部門に所属する従業員が第1項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等の有無を調査するものとする。</p> <p>4 法人関係部門に所属する従業員は、第1項ただし書の規定により買付けられた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して1年以内に売却をしてはならない。</p> <p>※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に関する規則」に基づき社内規程に記載することと考えられます。</p>
<p>(削 る)</p>		<p>(売買注意銘柄の勧誘の禁止)</p> <p>第17条 従業員は、○○部から法人関係情報等により上場</p>

新	備 考	旧
<p>第 4 章 そ の 他</p> <p>(指 示 等)</p> <p>第 18 条 ○○部は、法人関係情報等に係る銘柄等について必要と認めるときは、銘柄を指定して各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。</p> <p>① 自己売買を原則として禁止すること。</p> <p>② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。</p> <p>③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。</p> <p>2 ○○部は、上場会社等の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報等を取得し又は報告を受けたときは、当該自己株式取得の終了が開示されるまでの間、当該法人関係情報等を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(顧客からの不当な情報提供要求)</p> <p>第 19 条 役員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関して顧客から不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。</p> <p>2 役員は前項の要求があった場合には、直ちに部長及び○○部に報告しなければならない。</p> <p>3 ○○部は、前項の報告を受けた場合には、当該報告における銘柄及び顧客に係る売買状況を審査し、不正な取引が行われないよう必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>*その他については、以降の規程をすべて設ける必要はなく、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、社内規程に規定することとも考えられます。</p>	<p>第 4 章 そ の 他</p> <p>(指 示 等)</p> <p>第 18 条 ○○部は、法人関係情報 に係る銘柄等について必要と認めるときは、銘柄を指定して各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。</p> <p>① 自己売買を原則として禁止すること。</p> <p>② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。</p> <p>③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。</p> <p>2 ○○部は、上場会社等の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報 を取得し又は報告を受けたときは、当該自己株式取得の終了が開示されるまでの間、当該法人関係情報 を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。</p>
		<p>(新 設)</p>

有価証券の引受け等に関する規則 (平 4. 5.13)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 株 券 等

次に掲げる有価証券をいう。

- イ 株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ロ 新株予約権証券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ハ 新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ニ 優先出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第7号に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ホ 不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。）
- ヘ 外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。）

2 社 債 券

金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）をいう。

3 引 受 業 務

引受けを行うことを目的として発行者（外国株信託受益証券においては、金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の発行者をいう。以下同じ。）に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受け契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。

4 引受審査業務

発行者から収集した資料及び情報その他必要に応じて収集した資料及び情報を基に、引受けを行う会員が果たすべき責任を全うするために必要な引受審査を行い、有価証券の引受けの可否の判断（以下「引受判断」という。）の基となる審査意見を形成する業務をいう。

5 引受推進業務

引受案件の獲得を目的として発行者又は売出しをする者で発行者以外の者（以下「売出人」という。）との間で継続的な関係の形成を図り、情報収集及び営業活動を行う業務をいう。

6 監 査 人

引受審査の対象となる有価証券の発行者が金商法の規定により提出する財務計算に関する書類について、同法第193条の2に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。

7 コンフォートレター

監査人が作成する株券等又は社債券の発行者に関する調査報告であり、記載事項、内容等について、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱（日本公認会計士協会、日本証券業協会）に準拠して作成されたものをいう。

8 引 受 会 員

金商法第2条第6項に規定する引受人となる会員をいう。

9 主幹事会員

引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者又は売出人から指名された会員をいう。

10 他の引受会員

主幹事会員以外の引受会員をいう。

11 独立引受幹事会員

主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関する引受会員をいう。

イ 株券 募集に係る発行価格

ロ 新株予約権証券 募集に係る発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

ハ 新株予約権付社債券 募集に係る発行価格及び利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

ニ 社債券 募集に係る発行価格及び利率

12 親 法 人 等

金商法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。

13 子 法 人 等

金商法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。

14 上場発行者

国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の発行者をいう。

15 新 規 公 開

上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の取引所金融商品市場への上場をいう。

16 ブックビルディング

引受会員が株券等又は社債券の引受けを行うに当たり行う投資者の需要状況の調査をいう。

17 想 定 価 格

株券等の募集又は売出しに係る有価証券届出書に記載される発行価額の総額又は売出価額の総額の見込額の基礎となる当該株券等の発行価格又は売出価格をいう。

18 仮条件

引受会員がブックビルディングを行うに際して投資者に提示する募集若しくは売出しに係る株券等の価格等又はブックビルディング若しくはプレ・マーケティングを行うに際して投資者に提示する募集に係る社債券の発行価格等の範囲をいう。

19 公開価格

新規公開に係る募集又は売出しに係る株券等の発行価格又は売出価格をいう。

20 オーバーアロットメント

引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほか同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。ただし、外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合は、当該募集又は売出しの予定数量のほか同一条件で追加的に行う募集又は売出しを行うことをいう。

21 グリーンシュエアオプション

引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者（外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の保有者をいう。）より取得することができる権利をいう。

22 シンジケートカバー取引

オーバーアロットメントを行った引受会員が、募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために行う当該引受会員の計算による当該募集又は売出対象有価証券の買付けをいう。

23 反社会的勢力

定款の施行に関する規則第15条に規定する反社会的勢力をいう。

24 プレ・マーケティング

引受会員が社債券の引受けを行うに当たり、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後において行う投資者からの発行の条件に係る水準に関する意見の聴取をいう。

25 コミットメント型ライツ・オフERING

上場発行者が会社法第277条の規定による新株予約権無償割当てを行う増資手法のうち、引受会員又は引受会員から当該新株予約権を取得する第三者が金商法第2条第6項第3号に規定する契約に基づいて権利行使されなかった新株予約権を行使するものをいう。

第2章 適切な引受け

第1節 適切な引受けの実施

（適切な引受け判断）

第3条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、第12条から第14条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受け判断を行わなければならない。

（払込日までの企業動向の把握）

第4条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日（売出しに係る引受けの場合は受渡日を、コミットメント型ライツ・オフERINGに係る引受けの場合は当該引受会員による新株予約権の

行使に伴う払込日をいう。以下同じ。)までの企業動向についての確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。

第 2 節 引受体制の整備

(引受審査の独立性の確保)

第 5 条 引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構築しなければならない。

- 1 引受審査部門を設置すること。
 - 2 引受審査部門において引受審査業務を遂行する担当者は、引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。
 - 3 引受審査部門を担当する役員は、引受推進部門又は引受部門を担当しないこと。
- 2 引受会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。
- 1 引受審査業務を遂行する担当者は、当該引受審査案件に係る引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。
 - 2 すべての引受案件について、法務コンプライアンス部門の責任者を含む複数の責任者から構成される会議体の議決(当該案件に係る引受推進業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。)により引受判断を行うこと。
 - 3 法務コンプライアンス部門の責任において、引受判断に係る資料及び情報の十分性について分析及び評価を行うとともに、当該引受判断の形成過程についての適正性を確認すること。

(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)

第 6 条 引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。

- 1 引受審査を行うに際して審査すべき項目(以下「引受審査項目」という。)及び当該項目を適切に審査するために必要な事項
 - 2 引受審査部門が引受推進部門及び引受部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項(前条第 2 項の場合には、引受審査業務を遂行する担当者が引受推進業務及び引受業務に携わる者から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項)
 - 3 適切な引受判断を行うために必要な事項
- 2 引受会員は、前項第 1 号に規定する引受審査項目を審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。
- 3 引受会員は、前 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。
- 4 引受会員は、本協会が求める場合には、第 1 項及び第 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。

(社内記録の作成、保存)

第 7 条 引受会員は、引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、5 年間これを保存しなければならない。

- 1 引受審査において収集した資料及び情報(引受判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- 2 引受判断の基となった資料及び情報並びに当該引受判断の形成過程に係る記録

(検査又は監査の実施)

第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。

- 1 第 6 条第 1 項に基づき定める社内規則が遵守されていること。
- 2 第 6 条第 2 項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。

第 3 節 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力排除のための契約内容)

第 8 条の 2 引受会員は、発行者又は売出人（以下「発行者等」という。）との間において締結する元引受契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 発行者等が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- 2 前号の確約が虚偽であると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。
- 3 発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。

(反社会的勢力の排除)

第 8 条の 3 引受会員は、引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。

- 2 引受会員は、発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、元引受契約を締結してはならない。
- 3 引受会員は、元引受契約を締結した後発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該元引受契約に基づく引受けを行ってはならない。

第 4 節 親法人等又は子法人等の引受け

(主幹事会員となるための要件等)

第 9 条 引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ハの規定により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する新株予約権付社債券又は社債券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 1 発行価格等の決定に際し、公正で透明性の高いものとするため、第 25 条に定めるブックビルディング又は第 25 条の 2 に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等の決定が行われること。
 - 2 第 25 条に定めるブックビルディング又は第 25 条の 2 に定めるプレ・マーケティングを適切に行うために必要な事項を社内規則に定めること。
 - 3 金融商品取引法上の開示書類において細則で定める事項が公表されるよう親法人等又は子法人等に要請すること。
 - 4 第 2 号に基づき定められた社内規則の遵守状況について、定期的に検査又は監査を行うこと。
- 2 引受会員は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニの規定（同条第 1 項第 4 号イからハまでに該当するものを除く。）により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が新規公開において行う株券の募集の引受け若しくは上場発行者として発行する株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する社債券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 1 発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結すること。

- 2 独立引受幹事会員に、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること。
- 3 独立引受幹事会員を発行価格等の決定に関与させ、主幹事会員が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること。
- 4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 株券 第25条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
 - ロ 新株予約権証券及び新株予約権付社債券 第25条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
 - ハ 社債券 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等が決定されること。
- 5 発行者の発表資料等において細則で定める事項が公表されること。

(独立引受幹事会員となるための要件等)

第10条 前条第2項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- 1 主幹事会員又は発行者（以下「主幹事会員等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。
- 2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権（金商法第29条の4第2項に規定する対象議決権をいい、同条第4項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。
- 3 その総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権を主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。
- 4 次に掲げる者が主幹事会員等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。
 - イ その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）及び主要株主（金商業等府令第91条第1項第2号に規定する主要株主をいう。）
 - ロ イに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）
 - ハ 自己並びにイ及びロに掲げる者が、他の会社等（金商法施行令第15条の16第3項に規定する会社等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の過半数の数の議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員
 - ニ その役員であった者（役員でなくなった日から2年を経過するまでの者に限る。）及び使用者
- 5 その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会員等についての前号イからニまでに掲げる者が占めていないこと。
- 6 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券 発行決議日前5年以上株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの主幹事会員としての実績があること。
 - ロ 社債券 発行に係る条件を決定する日前5年以上社債券の引受業務に従事し、かつ、発行に係る条件を決定する日前2年以内に社債券の主幹事会員としての実績があること。

(独立引受幹事会員の変更)

第11条 第9条第2項の規定の適用を受ける引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹

事会員が加わることをいう。)、交代(すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。))又は減少(複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。))があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。

- 1 主幹事会員は、第9条第2項第1号に規定する契約の締結日以後、発行決議日(社債券の発行登録を行う場合その他やむを得ない場合にあつては、発行に係る条件を決定する日。第3号及び第4号において同じ。))までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。
- 2 前号に掲げる期間に独立引受幹事会員が交代する場合に、追加された独立引受幹事会員は細則第4条に規定する引受審査の開始時期から引受審査を行うこと。
- 3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。
- 4 発行決議日以後に独立引受幹事会員の交代又は減少があった場合は、当該引受けを中止すること。

第5節 適切な引受審査の実施

(適切な引受審査)

- 第12条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門(第5条第2項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者)において、第16条から第19条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。
- 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料(優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。
 - 3 主幹事会員は、第16条から第19条までに規定する引受審査項目を審査するため、前項の発行者によって公開された資料及び引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。
 - 4 主幹事会員は、前項の場合において、当該発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。
 - 5 主幹事会員は、引受審査を行う場合には、当該引受審査の対象となる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書等(有価証券届出書及び売出しに係る目論見書をいう。以下同じ。))に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。
 - 6 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用に努めなければならない。

(主幹事会員と他の引受会員の連携)

第13条 主幹事会員は、他の引受会員(独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。))に対し、十分

な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。

- 2 他の引受会員は、前項の規定に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。

(主幹会員の交代等があった場合の対応)

第 14 条 主幹会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた取引所金融商品市場の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

(引受審査終了後の対応)

第 15 条 会員は、自らが主幹会員又は独立引受幹会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。

- 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、主幹会員は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。

第 6 節 引受審査項目等

(新規公開における引受審査項目)

第 16 条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券又は不動産投資信託証券（投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

- 1 株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券
 - イ 公開適格性
 - ロ 企業経営の健全性及び独立性
 - ハ 事業継続体制
 - ニ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ホ 財政状態及び経営成績
 - ヘ 業績の見通し
 - ト 調達する資金の使途（売出しの場合は当該売出しの目的）
 - チ 企業内容等の適正な開示
 - リ その他会員が必要と認める事項
- 2 不動産投資信託証券
 - イ 公開適格性
 - ロ 資産運用の健全性
 - ハ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ニ 組入予定物件の投資方針との適合状況
 - ホ 投資法人及び物件の収益見通し

- ヘ 適正な開示
 - ト その他会員が必要と認める事項
- 2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)
- 第 17 条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。
 - 1 株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券
 - イ 適格性
 - ロ 財政状態及び経営成績
 - ハ 業績の見通し
 - ニ 調達する資金の用途及びその効果（売出しの場合は当該売出しの目的）
 - ホ 株価等の動向
 - ヘ 企業内容等の適切な開示
 - ト その他会員が必要と認める事項
 - 2 新株予約権付社債券

前号及び次条第 1 項第 2 号に掲げる項目
 - 3 不動産投資信託証券
 - イ 適格性
 - ロ 組入予定物件の投資方針との適合状況
 - ハ 投資法人及び物件の収益見通し
 - ニ 適正な開示及び調達する資金の用途
 - ホ 価格等の動向
 - ヘ その他会員が必要と認める事項
- 2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

(社債券の引受審査項目)
- 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。
 - 1 適格性
 - 2 財政状態及びキャッシュ・フロー
 - 3 調達する資金の用途
 - 4 企業内容等の適切な開示
 - 5 その他会員が必要と認める事項
- 2 他の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。
 - 1 各社債券の金額が 1 億円以上であること。
 - 2 社債券の総額を各社債券の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。
- 3 第 1 項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

(十分な引受審査)

第 19 条 引受会員は、第 16 条から第 18 条までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。

第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請

(資金使途の確認及び公表)

第 20 条 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等について報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の使途等について、次の各号に掲げる事項を細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。

1 調達資金の使途

設備投資、借入金返済、投融資等の項目別の具体的な内容、金額及び支払時期の表示

2 調達資金による将来の発行者の収益への影響

具体的、かつ、可能な範囲内において計数的な表示（一定の前提を置いて表示する場合には、その旨明記する。）

2 主幹事会員は、前項に規定する資金の使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について、当該M&Aを予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第1号に掲げる調達資金の使途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。

1 M&Aの実施に伴う将来の事業構想

M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示

2 資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途

原則として1年以内の期限並びに代替使途の具体的な内容及び金額の表示

3 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の使途状況について、前2項に掲げる項目ごとに確認することとし、その使途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。

4 主幹事会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金使途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。

5 主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。

(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)

第 21 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当（投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る分配金を含む。以下同じ。）を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。

(株価推移等の公表)

第 22 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。

- 1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券、不動産投資信託証券又は外国株信託受益証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容
- 2 過去に発行された新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等による 1 株当たり指標の希薄化情報並びに今回の新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等を発行した後の潜在株式の状況
- 2 前項第 2 号に規定する 1 株当たり指標の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱いについては、細則をもって定める。

(有価証券届出書等への記載の要請)

第 23 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条並びに第 22 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。

(空売りに関する規制の目論見書への記載の要請)

第 23 条の 2 主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出し（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 15 条の 5 に定める期間がない場合を除く。以下この条において同じ。）の引受けを行うに当たっては、金商業等府令第 123 条第 1 項第 26 号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならない。

第 4 章 公正な条件決定

(適正な条件決定)

第 24 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な募集又は売出しに係る条件を決定することとし、著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。

(ブックビルディングによる価格等の決定)

第 25 条 引受会員は、株券等又は社債券の引受け（社債券の引受けに関しては、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受けるものに限る。）を行うに当たり、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等並びに募集に係る社債券の発行価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

2 前項に規定するブックビルディングの手続きについては、細則をもって定める。

(プレ・マーケティングによる発行価格等の決定)

第 25 条の 2 引受会員は、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受ける社債券の引受けを行うに当たり、プレ・マーケティングにより募集に係る社債券の発行価格等に係る条件を決定する場合、プレ・マーケティングにより把握した発行に係る条件の水準を勘案して発行者と協議するものとする。

2 前項に規定するプレ・マーケティングの手続きについては、細則をもって定める。

(価格等の妥当性の確認)

第 26 条 主幹事会員は、新規公開に係る株券等の募集又は売出しに際して引受けを行うに当たり、想定価格、

仮条件又は公開価格を決定する場合、発行者又は投資者と業務上密接な関係にない部署又は会議体において、これらの価格又は価格の範囲等の妥当性について確認を行わなければならない。

- 2 前項に規定する会議体は、同項に規定する部署の責任者を含む複数の責任者から構成されなければならない。
- 3 主幹事会員は、第1項の確認に係る記録を作成し、5年間これを保存しなければならない。

(公開価格等の決定に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)

第27条 引受会員は、新規公開において行う株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項のうち、当該事項に係る手続きを行わないものについては、この限りでない。

- 1 想定価格の決定を適切に行うために必要な事項
- 2 仮条件の決定を適切に行うために必要な事項
- 3 ブックビルディングを適切に行うために必要な事項
- 4 競争入札を適切に行うために必要な事項
- 5 公開価格の決定を適切に行うために必要な事項
- 6 その他必要な事項

2 引受会員は、前項の場合には、公開価格等の決定を適切に行うための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。

(検査又は監査の実施)

第28条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。

- 1 前条第1項に基づき定める社内規則が遵守されていること。
- 2 前条第2項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。

(オーバーアロットメント)

第29条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの国内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの国内における予定数量の合計の15%を限度とする。

- 2 オーバーアロットメントを行う引受会員が付与を受けるグリーンシューオプションの数量は、当該引受会員が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、株券等の募集又は売出しの結果、実際に当該引受会員が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は実際に当該引受会員が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。
- 3 前項のオーバーアロットメントを行う引受会員が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び当該引受会員が行うシンジケートカバー取引の実施期間は、当該株券等の募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間とする。
- 4 新規公開に際して行う株券等の募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。

第5章 コミットメント型ライツ・オフリング

(新株予約権証券の取得状況の開示)

第30条 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフリングに係る引受業務において上場発行者又は当該引受会員以外の引受会員から新株予約権証券を取得した場合、取得後速やかに、当該新株予約権証券の取得

状況を所定の方法により開示しなければならない。

- 2 主幹事会員は、前項の上場発行者に対し、各引受会員に譲り渡した新株予約権証券の数量について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。

(議決権の行使制限)

- 第 31 条 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフERINGに係る引受業務において上場発行者又は当該引受会員以外の引受会員から新株予約権証券を取得した場合、当該新株予約権証券の取得日から起算して60日を経過するまでの間に基準日（会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。）が設定された株主総会において、当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使して取得した株券の議決権を行使してはならない。

(流動性の確保)

- 第 32 条 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフERINGのうち、特定の外国に居住する株主による新株予約権の行使が制限されるものの引受けを行う場合にあつては、取引所金融商品市場における新株予約権証券の流動性を阻害する要因がないかとの観点から引受審査を行うものとする。

第 6 章 雑 則

(引受けの報告等)

- 第 33 条 引受会員は、株券等の引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、引受会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「代表引受会員」という。）がこれを行うことができる。
- 3 協会員は、社債券の売買高に関し、所定の方法により本協会に報告することができる。
- 4 本協会は、所定の場合における売買高の総額を所定の方法により公表するものとする。

(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い)

- 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第1項第1号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第6項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。

- 2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことが判明した場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。
- 3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことが判明した場合は、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。
- 4 主幹事会員は、第1項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が

6か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。

（情報漏えい等の場合の取扱い）

第 34 条の 2 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該引受会員の役職員による当該募集又は売出しに係る法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。）の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。以下この条において同じ。）が、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならない。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に対して報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して当該引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならない。

2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

- 1 当該募集又は売出しが行われることを知った者による当該上場発行者が発行した株券等の取引（前条第 1 項の取引及び前項の漏えいにより当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引を除く。）が行われたことが判明した場合
- 2 当該上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合

（引受けの条件）

第 35 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前 5 年以内の直前に行われた第三者割当増資等（第三者割当増資等の取扱いに関する規則第 2 条第 1 項に規定する第三者割当増資等をいう。）に係る株券等の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該引受けを行ってはならないものとする。

（この規則によらない引受け等）

第 36 条 引受会員は、この規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、この規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講じるものとする。

2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 2 条第 3 項に規定する並行第三者割当が行われる場合、第 12 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条から第 23 条の 2 までの規定には、当該並行第三者割当に係るものを含むものとする。

3 引受会員は、引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。

（海外発行についての準用）

第 37 条 我が国の上場発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。

2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社（金商業等府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。

3 第1項の場合における第23条の規定の取扱いについては、細則をもって定める。

(空売りに関する規制の説明)

第38条 会員は、金商業等府令第123条第1項第26号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならない。

(この規則の一部の適用除外)

第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。

- 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集
第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条
- 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集
第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条
- 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集
第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条及び第25条
- 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集
第20条、第22条及び第25条
- 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集
第16条から第22条まで
- 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集
第22条第1項第2号及び第2項
- 7 売 出 し
第21条から第23条まで
- 8 コミットメント型ライツ・オフERINGに係る新株予約権証券の募集
第21条から第23条(第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)への記載に係る要請を除く。)まで

付 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

付 則 (平 6. 1.19)

この改正は、平成6年1月19日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条から第4条までを改正。
- (2) 第7条を新設。
- (3) 旧第7条を第8条に繰り下げるとともに、条文を改正。
- (4) 旧第8条から旧第13条までを1条ずつ繰り下げ、第9条から第14条までとする。

付 則 (平 6. 2.16)

この改正は、平成6年3月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

規定中、「協会員」とあるのを「会員」に改正。

(該当条項) 第1条から第14条まで。

付 則 (平 7. 7. 19)

この改正は、平成7年7月19日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条及び第5条を改正。
- (2) 第15条を新設。

付 則 (平 7. 10. 4)

この改正は、平成7年10月4日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第8条及び第15条を改正。

付 則 (平 8. 4. 24)

この改正は、平成8年4月24日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条から第6条までを改正。
- (2) 第7条を新設。
- (3) 旧第7条から旧第15条までを1条ずつ繰り下げ、第8条から第16条までとする。
- (4) 第9条、第10条、第12条、第15条及び第16条を改正。

付 則 (平 9. 3. 19)

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第10条及び第11条を削る。
- (2) 旧第12条から第16条までを2条ずつ繰り上げ、第10条から第14条までとする。
- (3) 第10条から第14条までを改正。

付 則 (平 9. 6. 23)

この改正は、平成9年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第3項及び第4項を改正。
- (2) 第14条第3号及び第4号を第4号及び第5号に繰り下げ、第3号を新設し、第5号を改正。

付 則 (平 9. 8. 8)

この改正は、平成9年9月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議を行う発行会社から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第2項を改正し、同条第3項第4号を新設。
- (2) 第14条第1号及び第2号を改正。

付 則 (平12. 5. 17)

この改正は、平成12年5月17日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第3項第4号を改正。
- (2) 第14条第1号及び第5号を改正、第2号を削り、第3号から第5号を1号ずつ繰り上げる。

付 則 (平13. 1. 17)

この改正は、平成13年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条第2号を改正。

付 則 (平13. 9. 19)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条の2を新設、第14条第1号、第2号及び第3号を改正。

付 則 (平14. 1. 11)

この改正は、平成14年1月31日から施行し、同日以後元引受契約を締結する売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条、第3条第1項を改正。
- (2) 第7条の3を新設。
- (3) 第9条第3項、第11条、第13条第1項及び第14条を改正し、第14条第5号を新設。

付 則 (平14. 3. 26)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債及び転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条ノ13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第3条第1項、第4条、第5条第2項及び第3項、第7条の2第1項、第9条第2項及び第3項、第11条、第13条第1項並びに第14条を改正。

付 則 (平14. 7. 5)

この改正は、平成14年7月5日から施行し、同日以後発行決議の行われる募集から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条の3第1項、第2項、第3項及び第4項を改正。

付 則 (平14. 7. 24)

この改正は、平成14年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条の2第1項及び第9条第3項第3号を改正。

付 則 (平14. 11. 28)

この改正は、平成14年12月1日から施行し、会員が施行日後に元引受契約を締結した優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集及び売出しについて適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第2条、第3条第1項本文及び第3号を改正。
- (2) 第4条を改正し、旧第2項を第3項と、旧第3項を第2項と、旧第4項を第6項とし、第4項及び第5項を新設。
- (3) 第5条第1項から第3項、第6条、第7条、第7条の2第1項、第7条の3第1項及び第2項を改正。
- (4) 第9条第3項及び旧第4項を改正し、旧第4項を第5項とし、第4項を新設。
- (5) 第10条第3項から第5項を削る。
- (6) 第13条第1項を改正。
- (7) 第14条を改正し、旧第2号から旧第4号を第3号から第5号に繰り下げ、旧第5号を第7号とし、第2号及び第6号を新設。

付 則 (平15. 9. 30)

この改正は、平成15年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条の3第4項を改正。
- (2) 第9条第3項(第4号を除く。)及び第4項本文を改正。
- (3) 第9条の2を新設。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 第1条、第9条第1項及び第2項を改正。

付 則 (平16. 10. 19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条の3第4項を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条第3号を改正。

付 則 (平18. 4. 18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第3号を改正。
- (2) 第6条を改正。
- (3) 第9条第3項第4号を改正。
- (4) 第14条第1項第5号を改正。

付 則 (平19. 5. 29)

この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2章第2節から第4節までの規定は、同日以後に開始する引受け審査から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1章から第5章を新設。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条を新設。
- (4) 旧第2条を改正し、第3条に繰り下げ、第4条から第8条を新設。
- (5) 旧第3条を第9条に繰り下げ、旧第1項及び旧第2項を改正し、旧第2項を第6項に繰り下げ、第2項から第5項を新設。
- (6) 旧第4条を削り、第10条から第16条を新設。
- (7) 旧第5条を第17条に繰り下げ、旧第1項から旧第4項を改正し、旧第2項から旧第4項を第3項から第5項に繰り下げ、第2項を新設。
- (8) 旧第6条を改正し、第18条に繰り下げ、第19条を新設。
- (9) 旧第7条から旧第8条を改正し、第20条から第23条に繰り下げる。
- (10) 旧第9条を第24条に繰り下げ、第1項及び第3項から第5項を改正。
- (11) 旧第9条の2及び旧第10条を改正し、第25条及び第26条に繰り下げる。
- (12) 旧第11条を削り、旧第12条を改正し、第27条に繰り下げる。
- (13) 旧第13条を第28条に繰り下げ、旧第2項を改正し、第3項に繰り下げ、第2項を新設。
- (14) 旧第14条を改正し、第29条に繰り下げる。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1号、第2号、第6号、第8号、第11号及び第12号、第8条、第9条第2項第4号、第11条、第12条第2項、第15条第2項、第21条第1項、第22条第1項、第24条第2項から第4項、第26条第2項、第28条第1項及び第2項、第29条第1項第3号及び第8号を改正。

付 則 (平20. 1. 15)

この改正は、平成20年4月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第13号から第15号を第17号から第19号に繰り下げ、第13号から第16号を新設。
- (2) 第3条を削除し、第4条から第7条を第3条から第6条に繰り上げ、第5条第2項を改正。
- (3) 第6条第3項を削除し、第4項から第5項を第3項から第4項に繰り上げ、第3項を改正。
- (4) 第7条を新設。
- (5) 第8条及び第9条第1項を改正。
- (6) 第4章を改正。
- (7) 第21条を新設し、旧第21条を改正し第22条に繰り下げ、第23条から第25条を新設し、旧第22条を第26条に繰り下げる。
- (8) 第23条から第25条を第27条から第29条に繰り下げるとともに、第5章を新設し、第27条から第29条を第5章としてまとめる。
- (9) 旧第5章を第6章に繰り下げるとともに、第26条から第29条を第30条から第33条に繰り上げ、第33条第1号、第2号、第3号及び第4号を改正し、第8号を削除。

付 則 (平20. 7. 16)

この改正は、平成20年8月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第7号を改正。

付 則 (平20. 10. 14)

この改正は、平成20年10月14日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第2条第1号を新設、第3号、第17号及び第18条を改正。
 - (2) 第9条第2項、第13条第1項本文、第1号、第14条第1項第1号、第18条、第19条第1項第1号、第24条第2項、第28条第3項本文、第1号、第2号、第3号、第5号、第4項第1号及び第33条第7号を改正。

付 則 (平21. 2. 17)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第31条から第33条を第32条から第34条に繰り下げ、第31条を新設。
 - (2) 第34条第1項第1号を改正。

付 則 (平21. 4. 14)

この改正は、平成21年6月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第2条第11号から第19号を第14号から第22号に繰り下げし、第11号から第13号を新設。
 - (2) 第3条を改正。
 - (3) 第3節から第4節を第4節から第5節に繰り下げ、第3節を新設。
 - (4) 第9条から第34条を第12条から第37条に繰り下げ、第9条から第11条を新設。
 - (5) 第12条第1項及び第3項、第13条第1項、第15条第1項、第18条第2項本文、第19条、第21条、第23条、第32条第2項、第36条第2項及び第3項、第37条第1号から第7号を改正し、第37条第8号を新設。

付 則 (平21. 12. 15)

この改正は、平成21年12月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第23号を新設。
- (2) 第31条第3項第4号を改正。

付 則 (平22. 3. 16)

- 1 この改正は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。
- 2 この改正の改正後の第1条、第32条、第34条第4項及び第36条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第35条に規定する「直前に行われた第三者割当増資等」は、募集にあつては、平成20年4月1日以後に取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われた第三者割当増資等を、売出しにあつては、平成20年4月1日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行った第三者割当増資等をいう。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第6条第1項第1号を改正。
- (3) 第18条第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号を改正。
- (4) 第32条第1項及び第2項を改正。
- (5) 第34条第4項を改正。
- (6) 旧第35条を第36条第1項に繰り下げ、第36条第1項を改正し、第35条及び第36条第2項を新設。
- (7) 旧第36条及び旧第37条を第37条及び第38条に繰り下げ、第37条第1項を改正。

付 則 (平22. 10. 19)

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第24号を新設。
- (2) 第3節から第5節を第4節から第6節に繰り下げ、第3節を新設。
- (3) 第8条の2及び第8条の3を新設。
- (4) 第18条第1項第1号から第4号を第2号から第5号に繰り下げ、第1号を新設。

付 則 (平22. 11. 25)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第33条第3項及び第4項を新設。

- 2 この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第11号、第16号及び第18号を改正し、第25号を新設。
- (2) 旧第9条第1項を第9条第2項に繰り下げ改正し、旧第9条第2項柱書を削除し、旧第9条第2項第1号から第4号を第2号から第5号に繰り下げ改正し、第9条第1項及び第9条第2項第1号を新設。
- (3) 第10条柱書及び第6号を改正。
- (4) 第11条柱書、第1号及び第3号を改正。

- (5) 第17条第1項第2号を改正。
- (6) 第25条見出し及び第1項を改正。
- (7) 第25条の2を新設。

付 則 (平23. 11. 15)

この改正は、平成23年12月1日から施行し、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日が平成23年12月1日以後の日である場合における株券等の募集又は売出しについて適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第23条の2を新設。
- (2) 第38条を第39条に繰り下げ、第38条を新設。

付 則 (平24. 3. 19)

この改正は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第26号を新設。
- (2) 第4条を改正。
- (3) 第5章の2を新設。
- (4) 第32条の2、第32条の3及び第32条の4を新設。
- (5) 第39条第9号を新設。

付 則 (平24. 5. 15)

この改正は、平成24年5月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第12条第2項及び第3項を改正。

付 則 (平24. 7. 17)

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第2条第23号を削除し、第24号から第26号を第23号から第25号へ繰り上げる。
- (3) 第6条第4項を改正。
- (4) 第5章を削除するとともに、第30条、第31条及び第32条を削除。
- (5) 第5章の2を第5章に繰り上げるとともに、第32条の2から第32条の4を第30条から第32条に繰り上げる。
- (6) 第36条第2項を第3項に繰り下げ、第2項を新設。
- (7) 第39条第1号及び第3号を改正するとともに、第8号を削除し、第9号を第8号に繰り上げ改正。
- (8) 「本協会が別に定める日」は平成24年10月1日。

付 則 (平25. 4. 16)

この改正は、平成25年7月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役

の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第34条第1項から第4項を改正。
- (2) 第34条の2を新設。

「有価証券の引受け等に関する規則」新旧対照表

(下線部分変更)

改正案	現行
<p>(<u>上場発行者の役員による取引の場合</u>の取扱い)</p> <p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（<u>不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。</u>）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</p> <p>2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことが判明した場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことが判明した場合は、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第 1 項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該</p>	<p>(<u>引受けの中止時等の取扱い</u>)</p> <p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、<u>未公表である</u>当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等（第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、<u>不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。</u>）の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</p> <p>2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第 1 項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該</p>

改 正 案	現 行
<p>上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</p> <p><u>(情報漏えい等の場合の取扱い)</u></p> <p><u>第 34 条の 2</u> 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該引受会員の役職員による当該募集又は売出しに係る法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。）の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。以下この条において同じ。）が、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならない。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に対して報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して当該引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならない。</p> <p><u>2</u> 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。</p> <p><u>1</u> 当該募集又は売出しが行われることを知った者による当該上場発行者が発行した株券等の取引（前条第 1 項の取引及び前項の漏えいにより当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引を除く。）が行われたことが判明した場合</p> <p><u>2</u> 当該上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない <u>ものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>



公募増資等の公表前における 情報漏えい等への対応に係る 規則改正について(概要)

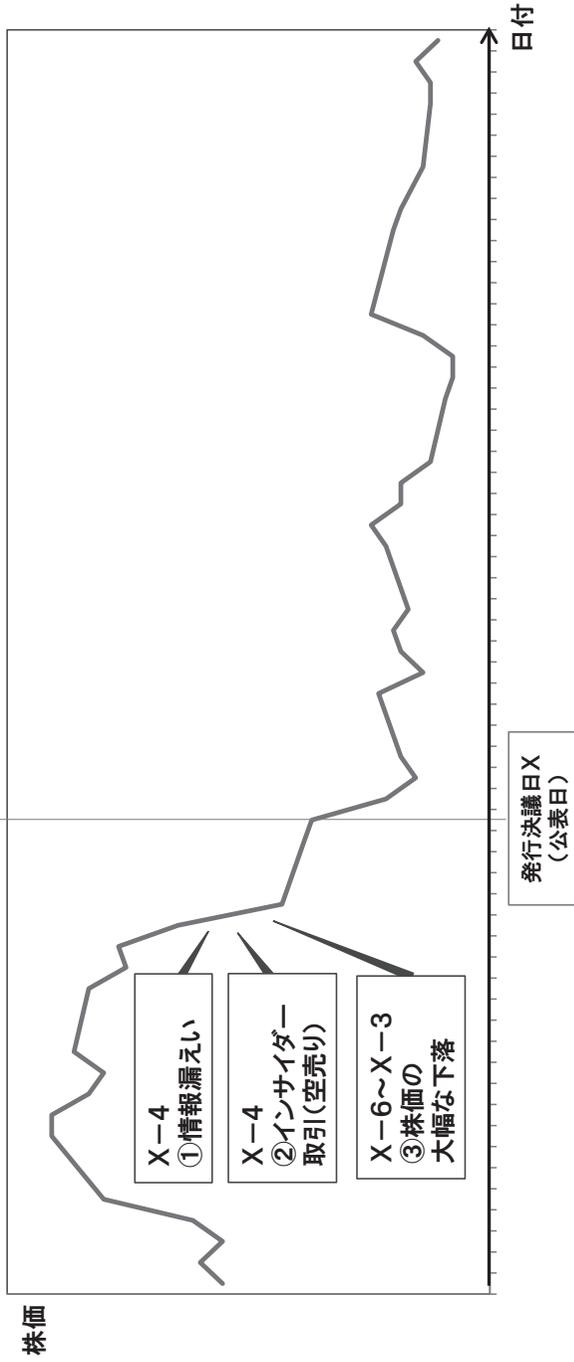
日本証券業協会

1. 増資インサイダー事例の構造



62

公募増資に関するインサイダー取引が行われた銘柄の株価

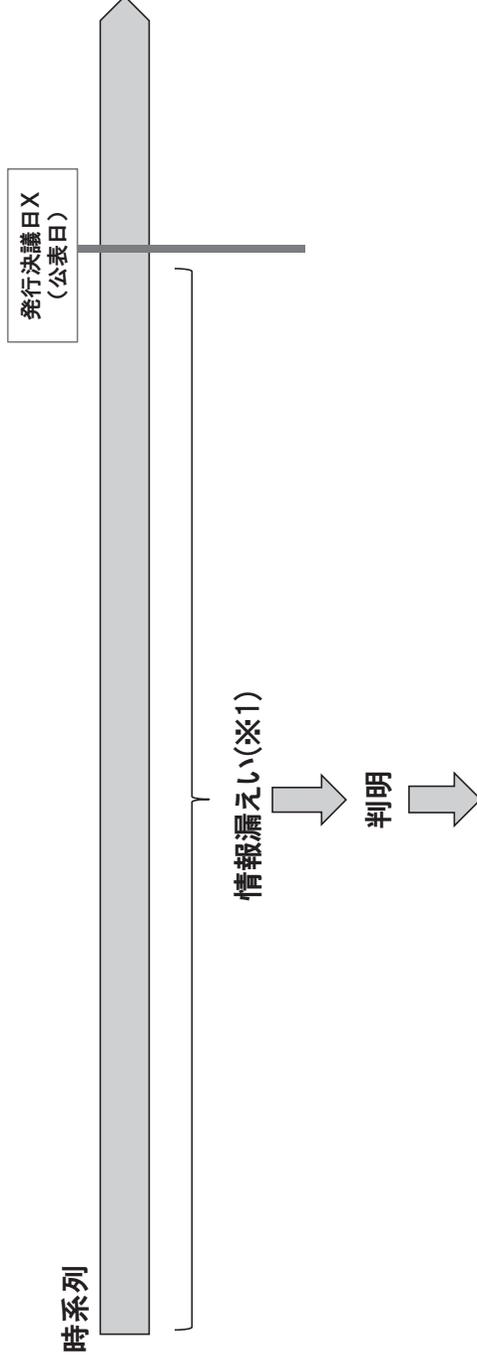


最近の公募増資に係るインサイダー取引事例については、そのほとんどのケースにおいて

- ①主幹事会員の役員による情報漏えい
- ②情報受領者によるインサイダー取引(空売り)
- ③株価の大幅な下落

が公募増資の公表前に起こっていたことが明らかとなっている。

2-1-1 引受会員の役職員による 情報漏えいが判明した場合の対応



当該引受会員は、引受けを行ってはならない。(※2)

引受会員は、当該引受会員の役職員により株券等の募集又は売出しに関する法人関係情報が漏えい(※1)されていたことが、発行会社によって株券等による募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、引受けを行ってはならないこととする。(※2)

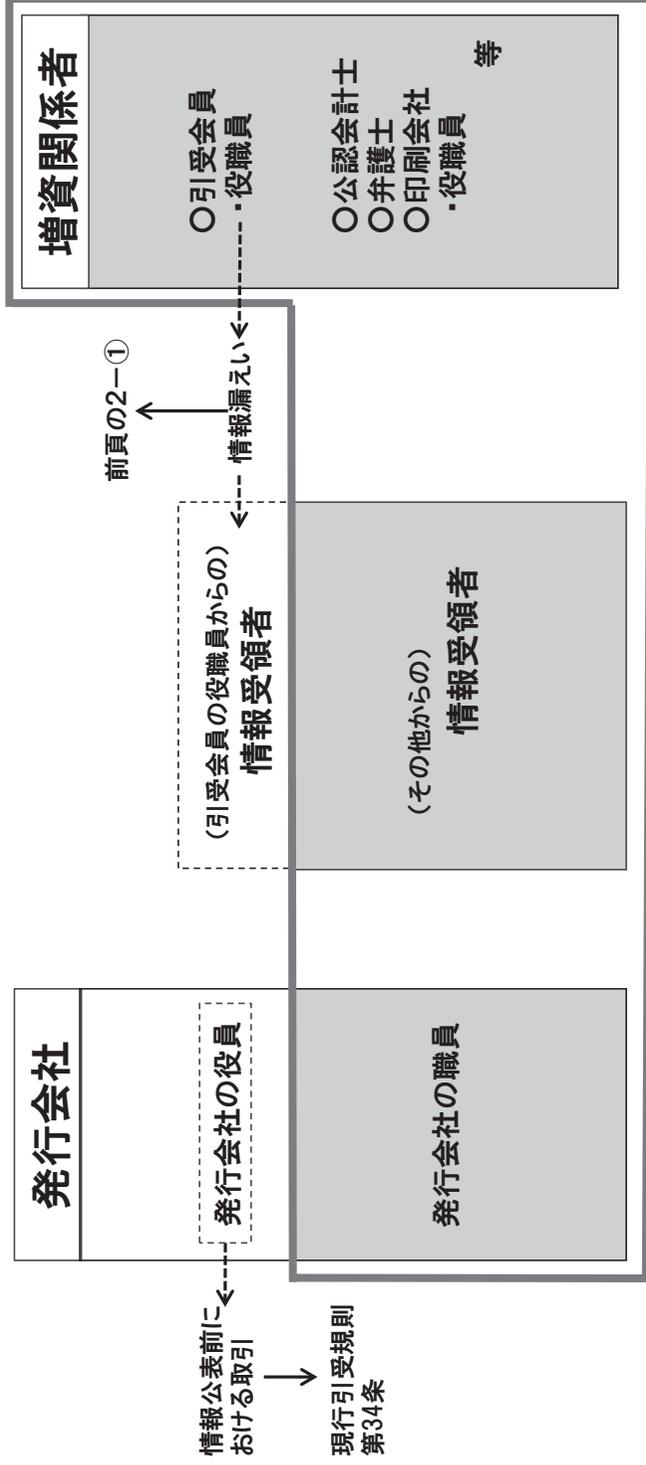
(※1)業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除く。

(※2)引受会員が漏えいについて発行会社に報告を行ったうえ、当該発行会社が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならない。

63

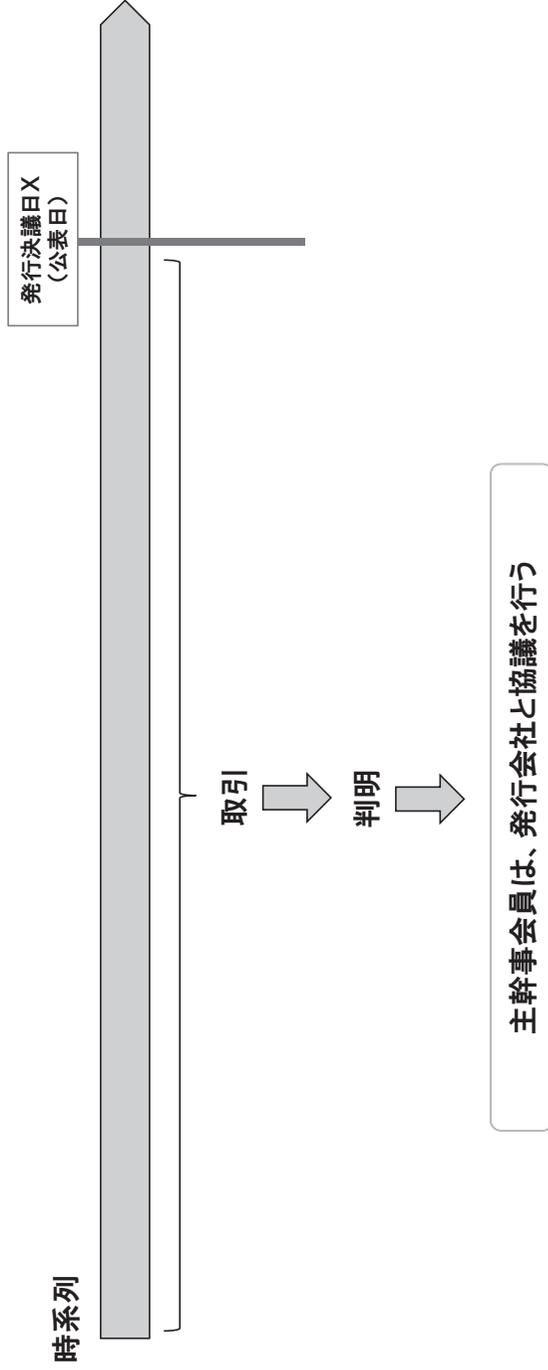
2-②-1 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応

64



で囲まれた範囲の者による情報公表前における取引が対象となる。

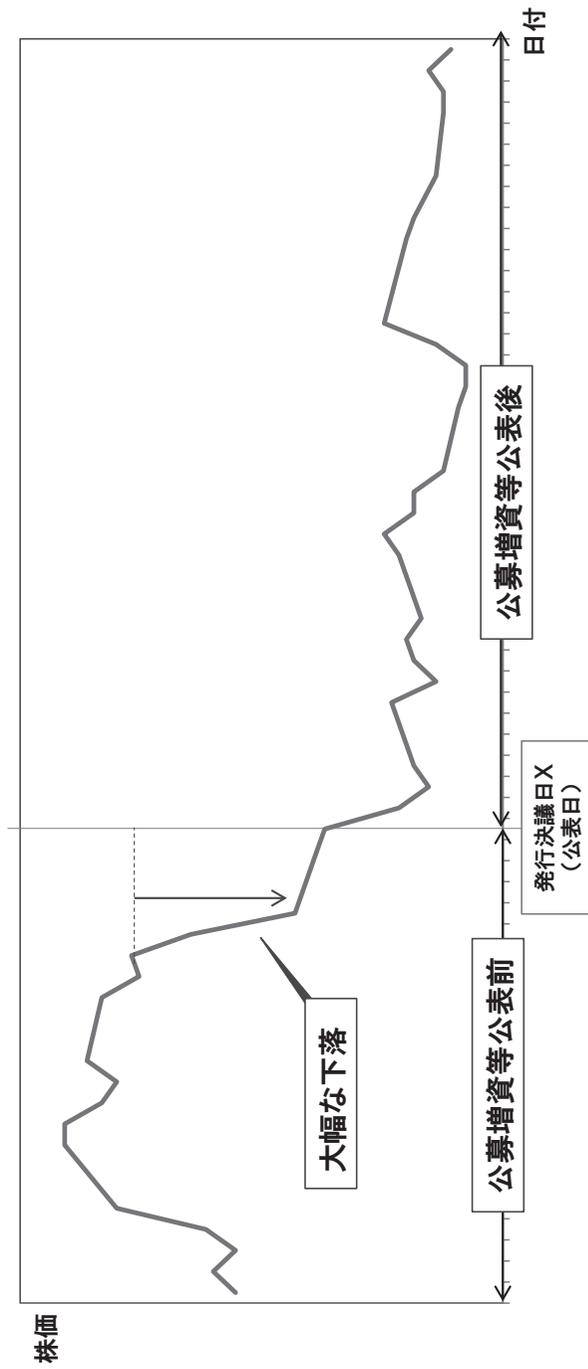
2-②-2 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応



前頁2-②-1の□で囲まれた範囲の者により、募集又は売出しが行われることを知りながら当該募集又は売出しに係る株券等の取引が行われたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、主幹事会員は、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

2-③ 株価の大幅な下落が認められた場合の対応

66



主幹事会員は、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに、発行会社の株価に大幅な下落が認められた場合には、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

金融商品取引法研究会名簿

(平成 25 年 7 月 17 日現在)

会 長	神 田 秀 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
副 会 長	前 田 雅 弘	京都大学大学院法学研究科教授
委 員	青 木 浩 子	千葉大学大学院専門法務研究科教授
〃	太 田 洋	西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士
〃	川 口 恭 弘	同志社大学大学院法学研究科教授
〃	神 作 裕 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
〃	近 藤 光 男	神戸大学大学院法学研究科教授
〃	中 東 正 文	名古屋大学大学院法学研究科教授
〃	中 村 聡	森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士
〃	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	松 尾 直 彦	東京大学大学院法学政治学研究科客員教授・弁護士
〃	山 田 剛 志	成城大学法学部教授
オブザーバー	齋 藤 通 雄	金融庁総務企画局市場課長
〃	永 井 智 亮	野村證券常務執行役員 兼チーフ・リーガル・オフィサー
〃	萩 野 明 彦	大和証券グループ本社経営企画部長
〃	藤 瀬 裕 司	S M B C 日興証券法務部長
〃	金 井 仁 雄	みずほ証券法務部長
〃	伊地知 日出海	日本証券業協会専務執行役
〃	平 田 公 一	日本証券業協会常務執行役
〃	三 森 肇	日本証券業協会自主規制本部自主規制企画部長
〃	廣 瀬 康	東京証券取引所総務部法務グループ課長
研 究 所	高 坂 進	日本証券経済研究所常務理事
〃	萬 澤 陽 子	日本証券経済研究所主任研究員
〃	末 吉 恵	日本証券経済研究所事務局次長

(敬称略)

[参考] 既に公表した「金融商品取引法研究会（証券取引法研究会）研究記録」

- | | |
|---|----------|
| 第1号「裁判外紛争処理制度の構築と問題点」
報告者 森田章同志社大学教授 | 2003年11月 |
| 第2号「システム障害と損失補償問題」
報告者 山下友信東京大学教授 | 2004年1月 |
| 第3号「会社法の大改正と証券規制への影響」
報告者 前田雅弘京都大学教授 | 2004年3月 |
| 第4号「証券化の進展に伴う諸問題(倒産隔離の明確化等)」
報告者 浜田道代名古屋大学教授 | 2004年6月 |
| 第5号「EUにおける資本市場法の統合の動向
—投資商品、証券業務の範囲を中心として—」
報告者 神作裕之東京大学教授 | 2005年7月 |
| 第6号「近時の企業情報開示を巡る課題
—実効性確保の観点を中心に—」
報告者 山田剛志新潟大学助教授 | 2005年7月 |
| 第7号「プロ・アマ投資者の区分—金融商品・
販売方法等の変化に伴うリテール規制の再編—」
報告者 青木浩子千葉大学助教授 | 2005年9月 |
| 第8号「目論見書制度の改革」
報告者 黒沼悦郎早稲田大学教授 | 2005年11月 |
| 第9号「投資サービス法(仮称)について」
報告者 三井秀範金融庁総務企画局市場課長
松尾直彦金融庁総務企画局
投資サービス法(仮称)法令準備室長 | 2005年11月 |
| 第10号「委任状勧誘に関する実務上の諸問題
—委任状争奪戦(proxy fight)の文脈を中心に—」
報告者 太田洋 西村ときわ法律事務所パートナー・弁護士 | 2005年11月 |
| 第11号「集団投資スキームに関する規制について
—組合型ファンドを中心に—」
報告者 中村聡 森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士 | 2005年12月 |
| 第12号「証券仲介業」
報告者 川口恭弘同志社大学教授 | 2006年3月 |

- 第 13 号「敵対的買収に関する法規制」 2006 年 5 月
報告者 中東正文名古屋大学教授
- 第 14 号「証券アナリスト規制と強制情報開示・不公正取引規制」 2006 年 7 月
報告者 戸田暁京都大学助教授
- 第 15 号「新会社法のもとでの株式買収請求権制度」 2006 年 9 月
報告者 藤田友敬東京大学教授
- 第 16 号「証券取引法改正に係る政令等について」 2006 年 12 月
(TOB、大量保有報告関係、内部統制報告関係)
報告者 池田唯一金融庁総務企画局企業開示課長
- 第 17 号「間接保有証券に関するユニドロア条約策定作業の状況」 2007 年 5 月
報告者 神田秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 18 号「金融商品取引法の政令・内閣府令について」 2007 年 6 月
報告者 三井秀範 金融庁総務企画局市場課長
- 第 19 号「特定投資家・一般投資家について」 2007 年 9 月
報告者 青木浩子 千葉大学大学院専門法務研究科教授
- 第 20 号「金融商品取引所について」 2007 年 10 月
報告者 前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授
- 第 21 号「不公正取引について－村上ファンド事件を中心に－」 2008 年 1 月
報告者 太田 洋 西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士
- 第 22 号「大量保有報告制度」 2008 年 3 月
報告者 神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 23 号「開示制度（Ⅰ）－企業再編成に係る開示制度および
集団投資スキーム持分等の開示制度－」 2008 年 4 月
報告者 川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授
- 第 24 号「開示制度（Ⅱ）－確認書、内部統制報告書、四半期報告書－」 2008 年 7 月
報告者 戸田 暁 京都大学大学院法学研究科准教授
- 第 25 号「有価証券の範囲」 2008 年 7 月
報告者 藤田友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 26 号「民事責任規定・エンフォースメント」 2008 年 10 月
報告者 近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授
- 第 27 号「金融機関による説明義務・適合性の原則と金融商品販売法」 2009 年 1 月
報告者 山田剛志 新潟大学大学院実務法学研究科准教授
- 第 28 号「集団投資スキーム（ファンド）規制」 2009 年 3 月
報告者 中村聡 森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士

- 第 29 号「金融商品取引業の業規制」 2009 年 4 月
報告者 黒沼悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授
- 第 30 号「公開買付け制度」 2009 年 7 月
報告者 中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 第 31 号「最近の金融商品取引法の改正について」 2011 年 3 月
報告者 藤本拓資 金融庁総務企画局市場課長
- 第 32 号「金融商品取引業における利益相反
—利益相反管理体制の整備業務を中心として—」 2011 年 6 月
報告者 神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 33 号「顧客との個別の取引条件における特別の利益提供に関する問題」 2011 年 9 月
報告者 青木浩子 千葉大学大学院専門法務研究科教授
松本讓治 S M B C 日興証券 法務部長
- 第 34 号「ライツ・オファリングの円滑な利用に向けた制度整備と課題」 2011 年 11 月
報告者 前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授
- 第 35 号「公開買付規制を巡る近時の諸問題」 2012 年 2 月
報告者 太田 洋 西村あさひ法律事務所弁護士・NY州弁護士
- 第 36 号「格付会社への規制」 2012 年 6 月
報告者 山田剛志 成城大学法学部教授
- 第 37 号「金商法第 6 章の不正取引規制の体系」 2012 年 7 月
報告者 松尾直彦 東京大学大学院法学政治学研究科客員
教授・西村あさひ法律事務所弁護士
- 第 38 号「キャッシュ・アウト法制」 2012 年 10 月
報告者 中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 第 39 号「デリバティブに関する規制」 2012 年 11 月
報告者 神田秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 40 号「米国 JOBS 法による証券規制の変革」 2013 年 1 月
報告者 中村聡 森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士
- 第 41 号「金融商品取引法の役員の責任と会社法の役員の責任
—虚偽記載をめぐる役員の責任を中心に—」 2013 年 3 月
報告者 近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授
- 第 42 号「ドッド=フランク法における信用リスクの保持ルールについて」 2013 年 4 月
報告者 黒沼悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授
- 第 43 号「相場操縦の規制」 2013 年 8 月
報告者 藤田友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授

購入を希望される方は、一般書店または当研究所までお申し込み下さい。
当研究所の出版物案内は研究所のホームページ <http://www.jsri.or.jp/> にてご覧いただけます。

金融商品取引法研究会研究記録 第44号

法人関係情報

平成25年10月4日

定価（本体500円＋税）

編者 金融商品取引法研究会
発行者 公益財団法人 日本証券経済研究所
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
東京証券会館内 〒103-0025
電話 03(3669)0737 代表
URL: <http://www.jsri.or.jp>

ISBN978-4-89032-660-0 C3032 ¥500E